

# 第 68 回国連総会第 3 委員会記録

房野 桂 作成

## 2013 年 10 月 1 日(水)第 1 回会議

議事項目 5: 第 68 回総会第 3 委員会議長・ビューローの選出

### 開会

His Excellency John W. Ashe 総会議長(アンティグア・バーブダ)

第 68 回総会第 3 委員会議長に His Excellency Stephan Tafrov(ブルガリア)を選出

Ms. Maya Dagher(レバノン)と Mr. Thorvundur Atli Thorsson(アイスランド)を副議長に選出

Ms. Adriana Murillo(コスタリカ)を報告者に選出

アフリカ諸国グループからの副議長の選出を後日に延期

## 10 月 7 日(月)午前 第 2 回会議

議事項目 5(継続)、作業組織

議事項目 27: 社会開発(a)社会開発世界首脳会合及び第 24 回特別総会成果の実施、(b)世界社会状況及び青少年・高齢者・障害者・家族に関連する問題を含めた社会開発、(c)国際高齢者年のフォローアップ: 第 2 回世界高齢者問題世界会議、(d)国連識字の 10 年: 万人のための教育

### 開会ステートメント

His Excellency Stephan Tafrov(ブルガリア)第 3 委員会議長

2013 年 10 月 1 日(水)第 1 回会議での副議長選出結果:

Ms. Maya Dagher(レバノン), Mr. Thorvundur Atli Thorsson(アイスランド)

Ms. Adriana Murillo Ruin(コスタリカ)報告者

### 副議長選出

Mr. Mario von Haff(アンゴラ)を選出

### 提出文書

1. 社会開発世界首脳会合及び第 24 回特別総会成果の実施に関する事務総長報告書(A/68/174)
2. 社会開発における協同組合と国際協同組合年の遵守に関する事務総長報告書(A/68/168)
3. 国際家族年 20 周年記念のための準備に関する事務総長報告書(A/68/61-E/2013/3)
4. 社会包摂を通じた社会統合の推進に関する事務総長報告書(A/68/169)
5. 前進の道: 2015 年以降の障害者を包摂した開発アジェンダに関する事務総長報告書(A/68/95)
6. 国際高齢者年のフォローアップ: 第 2 回高齢者問題世界会議に関する事務総長報告書(A/68/167)
7. 国連識字の 10 年のための国際行動計画の実施に関する事務総長報告書(A/68/201)

### 議題紹介ステートメント

1. Thomas Gass 経済社会問題局制作調整機関間問題事務総長補(Wu Hongbo 経済社会問題局事務次長のステートメントを代読)
2. 経済社会問題局社会政策開発部部長
3. 国連教育科学文化機関(ユネスコ)ニューヨーク事務所所長

### 一般討論

フィジー(G77/中国を代表)、マレーシア(東南アジア諸国連合(ASEAN)を代表)、トリニダード・トバゴ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、エチオピア(アフリカ・グループを代表)、レソト(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、キューバ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、欧州連合(候補国トルコ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、アイスランド、セルビア、安定・プロセス連合及び候補可能国アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、並びにモルドヴァ共和国、アルメニア、

グルジアを代表)、ナイジェリア、エジプト、ロシア連邦、スイス、メキシコ、米国、オランダ、オーストラリア

(司会: 議長)

## 10月7日(月)午後 第3回会議

議事項目 27(継続)

### 一般討論(継続)

イスラエル、ドミニカ共和国、南アフリカ、ドイツ、オーストリア、ケニア、リビア、フィンランド、ニカラグア、ルーマニア、ラオ人民民主主義共和国、中国、スウェーデン、カザフスタン、セネガル、日本、ヴェネズエラ、マレーシア、インドネシア、韓国、コロンビア、シンガポール、インド、イラン、ボリヴィア

**日本のステートメント(鷲見八重子顧問):** 貧困・不平等・失業・不完全雇用・政治的不安定が、すべて世界中の人々のエンパワーメント達成の障害となっております。そのようなエンパワーメントは、貧困根絶、社会統合及び万人のための完全かつ生産的雇用とディーセント・ワークの達成にとって極めて重要であります。この点で、日本は、個人を保護し、エンパワーし、それによってより良い社会を築くことを提案している人間の安全保障の概念をさらに広げ、現実のものにすることを決意しております。

私たちは、ミレニアム開発目標の目標 1、つまり貧困根絶に向けた国際社会の努力を通して、過去 20 年にわたって、極貧の中で暮らす人々の地球規模での割合が半減したことを歓迎いたします。他方で、国連は、2015 年までに、極貧の中で暮らしている人々がまだ 10 億人いるであろうと見積もっております。私たちは、2015 年以降の開発アジェンダが、持続可能な開発の状況で、継続して真の意味ある貧困根絶に重点を置き、人間の安全保障によって導かれるべきであるという考えを支持いたします。

特にアフリカ諸国は、依然として貧困・不平等・若者の失業といった課題に直面し続けています。これら課題に対処するために、日本は、数年にわたってアフリカとの密接なパートナーシップを築いてきております。今夏、日本は、アフリカ連合委員会、国連、世界銀行及び国連開発計画と共に、横浜市で、第 5 回アフリカ開発東京国際会議(TICAD V)を共同開催いたしました。会議参加者たちは、「アフリカ自身の努力を支援する」、「女性を主流化する」、「若者のための機会を増やす」及び「人間の安全保障を推進する」という包括的な原則を含む「2013 年横浜宣言」、並びに来る 5 年にわたって宣言に基づいて取るべき特別措置を列挙した「2013 年から 2017 年までの横浜行動計画」を採択しました。私たちは、自助・独立独行・成長を強調するコミットメントを実施するつもりです。

脆弱なグループの権利、福祉、エンパワーメントを推進しようとする国際社会の継続する努力は確かに必要です。

9 月 23 日に開催された障害者と開発に関する高官会議は、障害を持つ人々の人権の保護、並びに開発の状況でのそのエンパワーメントに向けた勢いを疑いなく高めました。日本は、会議で採択された障害者を包摂した開発のための成果文書を実施するつもりです。障害を持つ人々の人権と基本的自由を推進・保護する画期的条約である「障害者権利条約」に日本が 2007 年に署名して以来、私たちは、障害者基本法と障害者雇用促進法を改正してきました。最近、市民社会からの呼び掛けに応じて、障害者差別撤廃法も策定しました。いまやこれら国内法の成立と共に、日本は、できるだけ早く条約を締結する努力を継続したいと思っております。

私たちは、事務総長の 5 か年行動アジェンダの一つである若者のエンパワーメントも支持しており、この点で、青年に関する事務総長特使である Ahmad Alhendawi 氏の活発な活動に感謝しております。日本は、ブラジルと協力して、「今後 10 年でヴォランティア活動を統合する」という決議(A/RES/67/138)の導入にイニシアティブを取り、昨年の総会で採択されました。日本はすでに、一致して青年のヴォランティア活動推進のために活動してきました。日本海外青年協力隊(JOCV)は、約半世紀前に日本によって始められ、それ以来、世界中の 88 か国に約 38,000 名のヴォランティアが派遣されています。このプログラムを通して、青年ヴォランティアが、世界中の平和と開発に貢献しています。

日本の大学生ヴォランティアのためのプログラムもご紹介したいと思います。これは 2004 年にもともと国連ヴォランティアと関西学院大学が始めたもので、5 か月から 6 か月間世界中に青年ヴォランティア

を配置します。このプログラムは、それ以来、日本中の5つの大学にまで拡大しています。2013年のプロジェクトの段階では、日本の大学の12名の青年が、カンボディア、東ティモール、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、サモア、フィジー、ケニア、ルワンダを含む12の国々でのヴォランティアに派遣されています。私たちは、国連ヴォランティア及び加盟国と協力して、さらにヴォランティア活動を推進し続けるつもりです。

高齢者問題に関するマドリード国際行動計画の第2回見直し中に、いくつかの国々における政策と行動の進歩が報告されました。他方、行動計画の完全実施に対する課題がまだ残っていることも報告され、特に開発途上国において高齢者が、貧困、年齢を根拠とする差別、暴力、虐待、失業、保健サービスの欠如に直面していることも報告されています。この見直しに照らして、既存の枠組みと高齢者が直面している現実の課題との間のギャップを明らかにすることが必要です。私たちは、現存する人権条約、特別手続きマンデート保持者、普遍的定期的レビュー(UPR)及び国連基金と計画を含め、既存の枠組みも完全に実施すべきです。

我が国代表団は、社会開発の3つの核心となるテーマのすべてを達成する取組として、すべての人々のエンパワーメントをいかに確保できるかに関する実りある討議を楽しみにしております。

(司会: 副議長(アイスランド))

## 10月8日(火)午前 第4回会議

議事項目 27(継続)

### 一般討論(継続)

ブラジル、バングラデシュ、カタール、サウジアラビア、モンゴル、フィリピン、アルジェリア、シリア・アラブ共和国、ベルギー、テュニジア、ベラルーシ、モルディヴ、パキスタン、ブルガリア、モロッコ、グルジア、スロヴェニア、ノルウェー、スロヴァキア、イラク、クウェート、サンマリノ、ボツワナ

(司会: 議長)

## 10月8日(火)午後 第5回会議

議事項目 27(継続)

### 一般討論(継続)

マラウイ、トルコ、エチオピア、ブルネイ、マルタ、ジンバブエ、スリランカ、エリトリア、ヴェトナム、タンザニア連合共和国、コーティヴォワール、ペルー、スーダン、エクアドル、ザンビア、チリ、国際労働機関(ILO)

### 答弁権行使

ロシア連邦: グルジアの青年代表に答えるが、アブカジアと南オセチアは、ロシア連邦に管轄権のない独立国である。グルジアは、実際は協定を通して紛争の平和的解決を求めるのではなくて、専ら政治的理由から問題を提起している。グルジアは、第3者が全状況に対して責任があると国際社会を信じさせようとしている。このデマはグルジアに問題を解決する意思がないことを隠すことを目的としており、実際は、2008年の出来事に続いて責任を回避しようとしている。

(司会: 副議長(レバノン))

## 10月9日(水)午前 第6回会議

議事項目 108: 犯罪防止・刑事司法

議事項目 109: 国際麻薬抑制

### 提出文書

1. 犯罪防止・犯人の処遇のための国連アフリカ機関に関する事務総長報告書(A/68/125)
2. 国連犯罪防止・刑事司法プログラムのマンダートの実施に関する事務沙早朝報告書(A/68/127)
3. 第12回国連犯罪防止刑事司法会議のフォローアップと第13回国連犯罪防止刑事司法会議の準備に関する事務総長報告書(A/68/128)
4. 世界麻薬問題に対する国際協力に関する事務総長報告書(A/68/126)

### 議題紹介ステートメント

Yuri Fedotov 国連麻薬犯罪事務所(UNODC)事務局長・ウィーン国連事務所所長(ビデオで)

### 一般討論

マレーシア(東南アジア諸国連合を代表)、ジャマイカ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、アンゴラ(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、アンゴラ、欧州連合(候補国トルコ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、アイスランド、セルビア及び安定連合プロセス及び候補可能国アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、並びにウクライナ、モルドヴァ共和国、アルメニアを代表)、ベラルーシ(独立国共同体(CIS)を代表)、ロシア連邦(集団的安全保障条約機関(CSTO)を代表)、ロシア連邦、リヒテンシュタイン、リビア、フィリピン、中国、カタール、イスラエル、南アフリカ、ケニア、ニカラグア、マレーシア、メキシコ、ナイジェリア、ウクライナ

(司会: 議長)

## 10月9日(水)午後 第7回会議

議事項目 108, 109(継続)

### 一般討論(継続)

米国、日本、韓国、シンガポール、タイ、エジプト、ボリヴィア多民族国家、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、コロンビア、ベラルーシ、インド、アルジェリア、シリア・アラブ共和国、モルディヴ、パキスタン、トルコ、コスタリカ、スーダン、グルジア、エリトリア、グアテマラ、ミャンマー

**日本のステートメント(久島直人公使):** 法の支配は、平和で安定した社会を実現する基本であり、犯罪防止と刑事司法が法の支配の基礎を形成しております。誰もが安心して暮らせる社会の実現は、安全保障アジェンダであるのみならず、経済・社会開発のための重要なアジェンダの一つであります。

国際犯罪の増加する広がりに対応するために、国際協力の推進が極めて重要であります。この点で、日本は、1992年の設立以来、犯罪防止・刑事司法委員会の委員国として、犯罪防止と刑事司法の領域で、国連の政策策定に積極的に参加してまいりました。日本政府は、国連国際組織犯罪防止条約、国連腐敗防止条約、人身取引防止議定書及び移動者の密輸防止議定書を含めた関連国際条約をできるだけ早く締結するために誠意ある努力を傾けております。

日本は、犯罪防止・刑事司法の領域で、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)とも密接な協力関係を強化しております。日本政府とUNODCは、本年6月に第一回戦略的政策対話を開催し、日本とUNODCが、アフリカ、東南アジア及びアフガニスタンとその周辺諸国のような地域におけるサイバー犯罪と人間の安全保障の推進を含め、特にテロと国際組織犯罪の対策の領域で協力することを確認いたしました。日本は、継続してUNODCに財政的寄付を行っており、UNODCがその活動の透明性と説明責任を継続して維持することを望んでおります。

さらに日本は、多くの国々、特に東南アジアの国々に、設立以来50年の長きにわたって国連犯罪防止犯人の処遇アジア極東機関(UNAFEI)を通して能力開発のための様々な訓練コースを提供しております。日本は、その活動を継続して支援し、UNAFEIと密接に協力して、世界の刑事司法のさらなる発展に向

けて活動するつもりです。

それぞれの領域についてお話いたします。

人身取引との闘いは、日本政府にとって最も重要な政策アジェンダの1つです。UNDOCによる「2012年世界人身取引報告書」は、人身取引の主要なターゲットは女性と子どもであることを示しています。安倍晋三首相が9月の一般討論で述べたように、日本政府は、「女性が輝く社会」の創造が国際社会の共通の目標であると信じております。この理解に基づいて、日本政府は、人身取引と闘う際の4つのP、つまり prevention(防止)、prosecution(訴追)、protection(保護)、partnership(パートナーシップ)と取り組んでおり、特に東南アジアの様々な技術支援プロジェクトを支援し続けます。

麻薬問題に関しましては、麻薬乱用は依然として深刻な問題ですが、新しい向精神物質、NPSとアンフェタミン・タイプ興奮剤、ATSの乱用が、最近世界中で大きな脅威となりつつあります。NPSとATSの乱用に対処することは、日本でも国内の特に緊急を要する問題となっております。従いまして、違法な麻薬取引と闘い、麻薬乱用を防止するためのみならず、これら麻薬製造の重要な成分としての前駆化学物質の抑制を強化することが重要であります。日本政府は、UNODCへの財政寄付と日本のODAを通して、特にアフガニスタンとミャンマーのようなアジアにおける麻薬に対する対抗策を進めております。

サイバー犯罪に関しましては、日本政府は、サイバー犯罪条約またはブダペスト条約のような既存の国際枠組に基づく国際協力の推進に大きな価値を置いております。さらに、サイバー犯罪と闘うための刑事司法能力を高めるための技術支援は、特に重要であります。この点で、日本政府は、5月に東京で、アジア太平洋諸国のための「サイバー犯罪捜査と訴追の領域での効果的国際協力に関するワークショップ」を開催いたしました。

日本は、加盟国、UNODC及びその他の関連ステークホルダーと密接に協力して、国際レベルでも、国内レベルでも犯罪を防止し、効果的に対応する努力を継続することにコミットしております。

司会：副議長(アンゴラ)

## 10月10日(木) 午前 第8回会議

議事項目 27(継続)

### 一般討論(継続)

モロッコ、インドネシア、イラン・イスラム共和国、セネガル、トリニダード・トバゴ、ボツワナ、イエメン、キューバ、ラオ人民民主主義共和国、バングラデシュ、モンテネグロ、エチオピア、バーレーン、ペルー、アフガニスタン、ブラジル、アラブ首長国連邦

(司会：議長)

## 10月11日(金)午前 第9回会議

議事項目 28: 女性の地位の向上 (a)女性の地位の向上 (b)第4回世界女性会議及び第23回特別総会成果の実施

### 提出文書

1. 女子差別撤廃条約の状態に関する事務総長報告書(A/68/121)
2. 第52回・53回・54回女子差別撤廃委員会報告書(A/68/38(Supp))
3. 女性移動労働者に対する暴力に関する事務総長報告書(A/68/178)
4. 農山漁村地域の女性の状況の改善に関する事務総長報告書(A/68/179)

### 議題紹介ステートメント

1. Phumzile Mlambo-Ngcuka 事務次長・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連機関(UN-Women)事務局長: 今こそ「国連憲章」を実現する時であり、男女の平等権を支持する時でもある。ますます多くの親が、自分たちの息子と娘に同じ機会を望んでおり、ますます多くの人々が、女性と女

児に対する暴力はもうたくさんだと言っている。しかし、未だに暴力加害者がいる一方で、作業はまだなされていない。私は、孫たちが、女性と女兒に対する暴力があったなんて信じられないという日が来るのを楽しみにしている。

国際女兒の日に、女兒の状況を改善する革新的措置を要請する。家庭の貧困を削減する最高の方法は、息子と娘双方を教育することであるが、貧困、ジェンダーに基づく差別及び暴力を含め、女兒の就学に対する障害が根強く続いている。UN-Women と世界ガール・ガイド・ガール・スカウト協会は、女性と女兒に対する暴力をなくす革新的な非正規教育カリキュラムである「暴力に反対する声」を開始した。このカリキュラムは、若い人々を暴力と差別を防止する努力の核心に置いている。女性、男性、男児、女兒をかかわらせるこのイニシアティブを通して、2020年までに500万人以上の子どもたちに手が差し伸べられるであろう。

女性移動労働者に対する暴力に関する報告書は、募集職員や人身取引者のみならず法律執行担当官による女兒に対する人権侵害に重点を置き、家事労働者に関する国際労働機関条約を批准するよう、加盟国に要請している。国際農山漁村女性の日が近づく時、農山漁村女性が、食糧生産と家庭の福利を確保する際に重要な役割を果たしていることは疑いないが、経済的社会的な生活への農山漁村女性の完全参画には依然として障害が残っている。女性、特に寡婦が、自分たちが働いている土地を所有することができるように、また、農山漁村女性の側の無償労働を減少させるために、強力な法改革を要請する。

女性の政治参画に関しては、女性が世界中の閣僚のわずか17%を占めていること、及びわずか8名の国家の長が女性であることを指摘する。最近の一般討論中に、総会で演説を行った女性はわずか14名であったことも指摘する。プログラムがすでに設置されているにもかかわらず、政党の支援の欠如を含め、女性の政治生活への参画には依然として多くの障害が残っている。政治生活に入りたいという女性の野望を支援するために、教育的ツールに投資する必要がある。

「北京行動綱領」の実施に関する報告書は、ジェンダー平等の推進が集団的努力であり、各国政府、民間セクター、市民社会を含めたすべてのステークホルダーが2015年以降の開発アジェンダの独立した目標となることを保障するために協力するべきであることを強調している。UN-Women を設立し、支援していることに対して加盟国に感謝し、「私たちは協力して、21世紀を女性の世紀にすることができる」ことを宣言する。

#### 質疑応答

スイス、リヒテンシュタイン、イラン・イスラム共和国、モーリタニアの代表は、2015年以降の開発枠組への「北京行動綱領」への統合、女性に対する暴力との闘いへの男性と男児のかかわり、女性の参画を高めるためのターゲットについて質問した。その他の質問は、UN-Women の作業への家族の価値の主流化、女性に対する暴力とジェンダー不平等に取り組む際のUN-Women の進歩の評価に関連していた。

Ms. Mlambo-Ngcuka は、独立したターゲットとして、女性のエンパワーメントとジェンダー平等を確立し、主流化する必要性に関して、すでに包括的な文書が出されていると述べて、2015年以降の開発アジェンダを決める努力へのUN-Women のかかわりを強調することによって回答した。ジェンダー平等が、2015年以降の開発アジェンダの中心となることを保障するためにアドヴォカシー努力が各国政府に向けられているように、加盟国、国連機関及び市民社会との協議が進行している。女性と女兒に対する暴力根絶努力への男性と男児の統合に関しては、男性と男児は歴史的に無視されてきたが、彼らは重要な支持者である。特に男性の団体、スポーツ及び政治の領域並び専門職の領域で、女性の権利のチャンピオンを明らかにする努力も進んでいる。

女性の参画を高めるためのターゲットの利用に関しては、単に口にチェックを入れるだけでなく精神を実施しなければならないことを強調する。UN-Women の作業に家族の価値を主流化することに関しては、UN-Women の作業の基礎として役立つ女子差別撤廃委員会の枠組と北京+20文書の説明を述べる。国々の中には、UN-Women が地域団体によって促進されているところもあり、またコミュニティの長との協力を通して促進されているところもある。すべてに適合する解決策はないが、合意された規範的文書によって導かれる必要がある。一般討論中に、UN-Women が開催した女性性器切除に関する高官サイド・イベントへの前例のない参加は、進歩が達成されていることを示している。

2. Nicole Ameline 女子差別撤廃委員会議長: 総会が、条約機関の強化に関して行動を起こす用意をしている状態で、2015年以降の開発アジェンダは、女性の権利をこのプロセスの中心に据えるユニークな機

会を提供している。女性の権利なくして開発はあり得ない。委員会は触媒として作用し、その役割を強化する支援を必要としている。

委員会は、英語だけで公式会議のみの概要記録を要請することにより、経費の効率性と作業の質を高める首尾一貫した努力を誇りにしている。委員会は、問題のリストに関する質問の数を制限し、比較的短い、より焦点を絞った総括所見を出し、質問を集中させ、締約国との対話の効果的な時間厳守を確保している。

「女子差別撤廃条約」ほとんど普遍的に批准されており、委員会は 400 以上の国別報告書を検討した。従って今は実施ギャップを埋める時であり、条約と委員会の総括所見が提供している有力なツールをもっと効果的に利用するよう各国政府と国際社会に要請する。

女性の権利と開発との間の関連性に関しては、「条約」が女性の権利の包括的保護に関する唯一の普遍的条約であるのみならず、女性のエンパワーメントと参画を既定する開発文書でもあることを強調する。女性は開発の主要な牽引力であると宣言するが、女性は政治的・公的生活で継続して数が少なく、あらゆる領域、あらゆるレベルで意思決定から排除されていることを指摘する。ミレニアム開発目標に関する総会の 9 月 25 日の特別行事の成果文書において、加盟国が、2015 年以降の開発アジェンダは女性の権利とジェンダー平等に特に重点を置いて、人権に基づくものであるべきであると決意したことには元気づけられる。

委員会は、典型的に規範的---または基準設定の---機能と監視機能に関連している。現地で真のインパクトを与えるためには、その総括所見が各国政府と国連の国別チームの政策に繋がっていなければならない。これを達成するために、委員会は、国内及び国際行為者の事業活動を支援するその諮問的役割をもっと利用しなければならない。委員会は、特に国連のジェンダーと開発機関が本拠を置くニューヨークでもっと可視性を高めなければならない。

#### 質疑応答

英国、欧州連合、スイス、日本、スロヴェニア、コスタリカ、ノルウェー、メキシコ、アルゼンチンの代表が、ある者はどのように「条約」の普遍的批准を達成し、2015 年以降の開発アジェンダに女性と女児のエンパワーメントを統合するかに関する委員会の見解を求めて質問を行った。またある者は、資金と予算と作業方法について尋ねた。

Ms. Ameline は、187 の加盟国が「条約」の締約国になっていると答えた。残る 6 か国が加わることを要請することに加えて、締約国が表明している留保条件を除去することが重要である。実際、この作業が、これから数週間、数か月の委員会の作業の核心となるであろう。女性と女児のエンパワーメントに関しては、パートナーシップを拡大することによって、「条約」を現地での行動に変えることが必要である。委員会は、2015 年以降の開発枠組に女性の人権を完全に主流化することに向けて作業を継続するつもりであり、この作業を遂行する際に、委員会は行動志向で、実際の、具体的であるつもりである。

委員会は、作業方法を近代化し、報告書のページ数を減らすといったような措置を通して、費用の節約を求め、それによって翻訳料を減らしている。追加の資金の要求により、委員会はこれを投資と考えている。例えば、ニューヨークでもっと多く会議を開けば、婦人の地位委員会との連携が可能になり、他の機関とのパートナーシップを生むことにもなる。そういったパートナーシップは、現地での経費節約にもつながる。国際社会が 2015 年以降の開発アジェンダを決めようとしている時に、委員会は 2014 年を女性にとっての決定的年と考えており、加盟国にその出席を強化するよう要請する。

委員会の報告書に引用されている多くの国々で達成された進歩は、幸い実体のあるものであるが、最高の実践例を分かち合い、情報を交換する必要性を強調する。女児に教育へのアクセスを与えることは、最も重要なことであるが、委員会の作業はもっと幅広いものである。新しい基準を作成するよりも実施のギャップを埋めることの方が重要であり、革新的な実践とパートナーシップに投資する必要性を繰り返し述べる。しかし、積み残しの作業に直面しているので、条約機関を強化する必要がある。

#### 一般討論

フィジー(G77/中国を代表)、エチオピア(アフリカ・グループを代表)、マレーシア(東南アジア諸国連合を代表)、グアイアナ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、欧州連合、キューバ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、ナミビア(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、カナダ、

## 10月11日(金)午後 第10回会議

議事項目 28(継続)

### 一般討論(継続)

リヒテンシュタイン、ロシア連邦、スイス、メキシコ、中国、ドミニカ共和国、イスラエル、南アメリカ、コロンビア、ケニア、ネパール、ニカラグア、レバノン、アイスランド、セネガル、マレーシア、インドネシア、ボリヴィア(多民族国家)、アラブ首長国連邦、カタール、ベラルーシ、タイ、イラン・イスラム共和国、クロアチア、パキスタン

### 答弁権行使

**日本(梅本和義大使):** 「慰安婦」の問題に関して、日本は、第二次世界大戦中に多大な苦しみを生み出した。戦後、日本は謝罪を述べ、誠実に賠償を提供した。さらに、慰安婦とされた女性たちに支援を提供するために、民間の寄付によって資金を提供されたアジア女性基金を設立した。日本の首相は、一人ひとりに謝罪と悔恨の念を表明する書簡を送った。政府は償い金も提供した。損害は認められ、この問題はサンフランシスコ講和条約及びその他の二国間協定によって法的に解決された。そのような誠意ある努力が、韓国によっては前向きに受け取られていないことを残念に思う。

**韓国:** 実際に、「慰安婦」の問題は、国際条約機関による日本への勧告にもかかわらず、これまでに法的に対処されたことはない。加害者が訴追されたこともなく、賠償は日本国政府というよりはむしろ民間の寄付によって資金提供されたものである。

(司会: 議長)

## 10月14日(月)午前 第11回会議

議事項目 28(継続)

### 一般討論(継続)

日本、フィンランド、ニュージーランド、イラク、パナマ、米国、モンゴル、エジプト、ポーランド、フィリピン、トルコ、チリ、シリア・アラブ共和国、チュニジア、ヨルダン、ジンバブエ、ノルウェー、アルジェリア、エクアドル、クウェート、スーダン、オランダ、ブラジル、ラオ人民民主主義共和国、モリタニア、ウクライナ、モナコ

**日本のステートメント(鷲見八重子代表代理):** (このステートメントの原文は12月3日現在代表部のウェブサイトに掲載されないため、プレス・リリースの概要による)日本政府は、女性の問題に対処する努力を強化している。最近、首相が総会で発表したように、日本は、「女性が輝く社会」を建設することにコミットしており、他のサービスの中でもとりわけ女性の保健ケアと保護のみならず、女性の社会的地位の向上と能力開発のために今後3年にわたってODAに30億ドル以上を配分した。日本は、UN-Womenの副議長を務めており、女性に対する暴力をなくすための国連信託基金に100万ドルを寄付した。政府は、安全保障理事会決議1325号(2000年)に基づく行動計画も開発しつつある。紛争中の性暴力の問題は「見過ごしてはならない」問題であることを強調し、日本は、UN-Women、国際刑事裁判所及び紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表との密接な協力を奨励している。2011年3月の東日本大震災に続いて、日本は、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」と題する決議案を提出し、婦人の地位委員会で採択されたが、2014年3月には、「自然災害とジェンダー」と題する新しいテキストを提出することを計画している。

(司会: 副議長(レバノン))



## 10月14日(月)午後 第12回会議

議事項目 28(継続)

### 一般討論(継続)

コスタリカ、オーストラリア、モルディヴ、リビア、マルタ、リトアニア、スワジランド、モロッコ、アフガニスタン、ブルキナファソ、キューバ、エリトリア、グルジア、スリナム、ザンビア、ペルー、ヴェトナム、カメルーン、コンゴ、国際移動機関(IOM)

### 答弁権行使

イスラエル: シリア代表による我が国に対する根拠のない非難を拒否する。シリア当局は嘘を広げており自国の女性と女兒に対して恐ろしい権利侵害を犯している。

カタール: シリアのステートメンに於いて、シリア政府が必死で自国の犯罪から注意をそらそうとしていることを強調する。シリア軍は強姦及びその他の侵害を犯しており、強制移動や性暴力のためのその国民の避難に対して完全な責任を取らなければならない。

ロシア連邦: グルジアのステートメントに反駁するが、我が国の立場は、すでに今会期中に述べてあり、繰り返す必要はない。残念なことに、グルジアの代表は、デマを広げることよりましなことを思いつかないようである。

シリア: カタールの代表は、シリアに責任をなすりつけることによって自国の誤りを再確認した。国連の報告書は、シリアのテロリストに資金調達するカタールの役割を述べているが、カタールに資金調達されているシリアの反対派は、ジュネーブ会議の開催を妨げている。カタールは、テロをそそのかし、テロリストを匿っていることに対して責任を取るべきであり、シリアはその証拠を握っていることを強調する。

イスラエル代表が只今行ったステートメントに関しては、パレスチナ女性、女兒、男性を攻撃している時に、シオニスト体制には女性の権利について発言する資格はない。国際的な報告によれば、強姦がイスラエルが管理する刑務所で行われ、従ってシリアはイスラエルのようなファシスト体制による主張は拒否する。

グルジア: ロシア連邦は国際社会に誤解を招こうとしている。問題の領土は国際社会に認められた国境に基づいて、グルジアの不可欠の部分であることを強調し、責任は占領軍にあるので、その領土の人道問題に対処するようロシア連邦に要請する。

(司会: 副議長(アイスランド))

## 10月16日(水)午前 第14回会議

議事項目 28(継続)

### 一般討論(継続)

サウディアラビア、スリランカ、ウガンダ、マーシャル諸島(太平洋島嶼国フォーラムを代表)、バングラデシュ、アルゼンチン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、バーレーン、ハイティミャンマー、エチオピア、トンガ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、マラウイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、モンテネグロ、タンザニア連合共和国、ホンデュラス、ボツワナ、パレスチナ、トリニダード・トバゴ、国際赤十字委員会、列国議会同盟(IPU)、国際赤十字赤新月社連盟、国際農業開発基金(IFAD)(国連食糧農業機関、世界食糧計画も代表)、国際労働機関(ILO)

### 女性の地位向上に関するステートメント内容(ステートメント総数 110)

国グループによるステートメント 8

各国によるステートメント 96

国際団体によるステートメント 6

女性によるステートメント 61(55.5%)

男性によるステートメント 49(44.5%)

女性と女兒に対する暴力(人身取引・ジェンダーに基づく暴力・性暴力・被害者保護等)	65
権力と意思決定	60
女性と女兒のエンパワーメント(経済的エンパワーメント・経済資源へのアクセス)	55
ジェンダー平等	44
教育(高等教育・就学率・識字・無料の教育・性教育)	34
法の整備(法の支配・憲法及びその他の法律の改正等)	34
労働(雇用・起業・同一労働同一賃金・職場での待遇・ディーセントワーク等)	34
保健(リプロダクティブヘルス/ライツ・妊産婦ケア・HIVとエイズ・家族計画等)	27
差別	24
貧困	18
女性の地位の向上	17
2015年以降の開発アジェンダ	15
UN-Women	14
武力紛争	13
女子差別撤廃条約	13

### 答弁権行使

イスラエル: パレスチナ政府による違反を文書化している人権監視機構の報告書を引用して、パレスチナのステートメントに反駁する。パレスチナは、もし女性の状況を改善したいと本当に思っているのならば、この報告書で明らかにされた問題に対処しなければならない。完璧な国などないことを指摘する。

パレスチナ:イスラエルの代表が報告書をいくつ引用しようとも、場違いである。パレスチナ女性の地位向上に対する主要な障害は、イスラエルの占領である。

(司会: 副議長(アイスランド))

## 10月16日(水)午後 第14回会議

議事項目 65: 子どもの権利の推進と保護、(a)子どもの権利の推進と保護、(b)子ども特総の成果のフォローアップ

### 提出文書

1. 子どもの権利条約の状態に関する事務総長報告書(A/68/257)
2. 女兒に関する事務総長報告書(A/68/263)
3. 子ども保護に関する国連区システム内の協働に関する事務総長報告書(A/68/253)
4. 子どもに関する特別総会のフォローアップに関する事務総長報告書(A/68/269)
5. 子どもの武力紛争のための事務総長特別代表報告書(A/68/267)
6. 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表の年次報告書(A/68/274)
7. 子ども売買・子ども買春・子どもポルノに関する特別報告者報告書(A/68/275)

### 議題導入ステートメント

1. Anthony Lake 国連子ども基金事務局長

質疑応答

キューバ

2. Leila Zerrougui 子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表

質疑応答

欧州連合、オーストリア、リヒテンシュタイン、スイス、シリア・アラブ共和国、スロヴェニア、ノルウェー、ドイツ、スーダン、イラン・イスラム共和国、エジプト、ベラルーシ

3. Maria Santos Pais 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表

質疑応答

エルサルヴァドル、欧州連合、ポルトガル、ノルウェー、日本、米国、スロヴェニア、イスラエル、オーストリア

4. Najat Maalla M'Jid 子どもの売買・子ども買春・子どもポルノに関する特別報告者

質疑応答

欧州連合、米国、スロヴェニア

5. Kristen Sandberg 子どもの権利委員会議長

一般討論

キューバ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、マレーシア(東南アジア諸国連合(ASEAN)を代表)、バルバドス(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)

(司会: 議長)

## 10月17日(木)午前 第15回会議

議事項目 65(継続)

一般討論(継続)

マラウイ(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、マラウイ、欧州連合(候補国トルコ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、セルビア、安定連合プロセス候補可能国アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、並びにウクライナ、モルドヴァ共和国、アルメニア、グルジアも代表)、ジャマイカ、リトアニア、リヒテンシュタイン、ハイティ、カーボヴェルデ、ウルグアイ、ロシア連邦、ベラルーシ、スイス、米国、日本、イスラエル、南アフリカ、モナコ、ブータン、ブルガリア、ニカラグア、ヨルダン、セネガル、ケニア、韓国、シンガポール、中国

日本のステートメント(鷲見八重子代表代理): (このステートメントも、12月3日現在、代表部のウェブサイトに掲載されず、プレスリリースの概要による) 一人ひとりの異なったニーズワ中心とする人間の安全保障は、2015年以降の開発枠組にふさわしい指導原則であり、保健の領域は、その原則を体現しなければならない。子どもとその他の脆弱なグループのニーズを含めた様々な保健ニーズにこたえて、日本は、ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジを実現する目的で、5月に「世界保健外交戦略を開発した。政府は、子どもポルノに対する闘いを支援するために、今年5月に、包括的な規定も開発した。違法な子どもの誘拐と違法な一方的な親による後見のみならず、国籍の違うもの同士が結婚したカップルの間の離婚数の増加に直面して、日本は6月に、「国際的な子ども誘拐の民法の側面に関するハーグ条約」の締結に向けて法律を制定し、国内の法構造を変える努力が払われつつある。

(司会: 副議長(アイスランド))

## 10月17日(木)午後 第16回会議

議事項目 27, 108, 65(継続)

決議案の紹介

1. 社会開発世界首脳会合及び第24回特別総会の成果の実施(A/C.3/68/L.15)

主提案国: フィジー(G77/中国を代表)

2. 社会包摂を通じた社会統合の推進(A/C.3/68/L.11)

主提案国: ペルー

共同提案国: グアテマラ、モンゴル

3. 社会開発における協同組合(A/C.3/68/L.13)

主提案国: モンゴル

共同提案国: アルゼンチン、ベルギー、キプロス、イスラエル、イタリア、ポーランド、英国、米国、

ブルキナファソ、ドイツ、グアテマラ、インドネシア、マリ、マルタ、パナマ、ルーマニア、スロヴェニア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

4. 国際家族年 20 周年の準備と遵守(A/C.3/68/L.16)  
主提案国: フィジー(G77/中国を代表)
5. 第 2 回高齢者問題世界会議のフォローアップ(A/C.3/68/L.14)  
主提案国: フィジー(G77/中国を代表)
6. 人身取引に反対する努力の調整の改善(A/C.3/68/L.17)  
主提案国: ベラルーシ  
共同提案国: ペルー

#### 決議の採択

1. 第 12 回国連犯罪防止刑事司法会議のフォローアップ及び第 13 回国連犯罪防止刑事司法会議の準備(A/C.3/68/L.2)---PBI あり  
経済社会理事会より採択を勧告  
決議を採択
2. 特に取引に関して、文化財を守るための犯罪防止・刑事司法対応の強化(A/C.3/68/L.3)---PBI あり  
経済社会理事会より採択を勧告  
決議を採択
3. テロ対策に関連する国際条約と議定書を実施するための技術支援(A/C.3/68/L.4)---PBI あり  
経済社会理事会より採択を勧告  
決議を採択
4. 2015 年以降の国連開発アジェンダにおける法の支配、犯罪防止、刑事司法(A/C.3/68/L.5)---PBI あり  
経済社会理事会より採択を勧告  
決議を採択
5. 犯罪防止・刑事司法の分野での子どもに対する暴力の根絶に関するモデル戦略と実際的措置(A/C.3/68/L.6)---PBI あり  
経済社会理事会より採択を勧告  
決議を採択
6. 囚人の取扱いのための標準的最低規則(A/C.3/68/L.7)---PBI あり  
経済社会理事会より採択を勧告  
決議を採択
7. ジェンダーに関連する女性と女兒の殺害に反対する行動をとる(A/C.3/68/L.8)---PBI あり  
経済社会理事会より採択を勧告  
決議を採択

#### 決議内容(別紙参照)

8. 代替開発に関する国連指導原則(A/C.3/68/L.9)---PBI なし  
経済社会理事会より採択を勧告  
決議を採択

#### 子どもの人権の推進と保護に関する一般討論(継続)

モザンビーク、アイスランド、ブラジル、ラオ人民民主主義共和国、パキスタン、インドネシア、サウジアラビア、ボリヴィア、カタール、タイ、チリ、シリア・アラブ共和国、モルディヴ、トルコ、イラク、ブルキナファソ、マレーシア

## 答弁権行使

シリア・アラブ共和国: サウディアラビアのステートメントに反駁するが、サウディアラビアで展開していることをフォローできない。シリア政府は人道危機を否定したことはないが、重要なポイントは、シリアの子どもたちの苦しみは、大部分サウディアラビアが支援するテロリストによって引き起こされている。シリアは、シリアの子どもたちの苦しみを悪化させるだけである極端主義者に何百万ドルもを送る代わりにシリアの子どもたちに人道支援を送ることをサウディ代表団から聞きたい。

イスラエル: シリア政府は自国の子どもたちを殺しているのであるから、子どもの保護に関して子どもの保護に関してお説教をする資格はない。イスラエルは法の支配を遵守し、もし問題があれば上級裁判所に控訴する権利をパレスチナ人に認めている。

シリア・アラブ共和国: 占領軍は、パレスチナの子どもたちを殺す際に武器を使用するシオニストの子どもたちの訓練について話すべきである。シリアは、シリアのゴラン高原にいる人々を含め、シリア人を救うためなら法の範囲内でなんでもやる。

(司会: 議長)

## 10月18日(金)午前 第17回会議

### 議事項目 65(継続)

#### 一般討論(継続)

ナイジェリア、ノルウェー、エクアドル、レソト、クウェート、スーダン、イラン・イスラム共和国、コロンビア、キューバ、フィリピン、モロッコ、パレスチナ、インド、イエメン、ザンビア、ボツワナ、チュニジア、ドミニカ共和国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ジンバブエ、マルタ、スワジランド、スロヴェニア(オーストリアとクロアチアも代表)、アルジェリア、アンゴラ、モンゴル

(司会: 議長)

## 10月18日(金)午後 第18回会議

### 議事項目 65(継続)

#### 一般討論(継続)

コスタリカ、スリランカ、レバノン、モンテネグロ、ペルー、ヴェトナム、ホーリーシー、ミャンマー、グルジア、カメルーン、ルワンダ、エジプト、リビア、オマーン、コーティヴォワール、バングラデシュ、コンゴ民主共和国、アゼルバイジャン、エリトリア、ウクライナ、国際赤十字委員会(ICRC)、国際移動機関(IOM)、マルタ騎士団、国際労働機関

## 答弁権行使

イスラエル: パレスチナは継続して嘘を広げ、第3委員会を誤って利用している。そそのかしのメッセージはいたるところにある。パレスチナはイスラエルに対して自爆者として子どもを利用している。イスラエルを間違っただけで非難するパレスチナの話は聞くよりはなすべきもっと重要な仕事は第3委員会にはある。

サウディアラビア: シリア代表団によってなされた間違っただけで非難に反駁する。宗教令に関して、シリア代表は、報告書を確認しない限り言及を止めるべきである。その代わりに、シリア代表団は、女性と子どもを含めた自国民に対する残虐行為に対処することに重点を置くべきである。

パレスチナ: 占領軍の典型として、イスラエル代表が今行ったステートメントに反駁する。イスラエルは子どもを含めたパレスチナ人に対する人権侵害を続けている。数えきれない数の報告書が、占領軍による侵害の長いリストを文書化しているが、イスラエルは国連総会によって採択された多くの決議を無視してきた。唯一の解決策は、イスラエルがその占領と侵害を止めることである。

(司会: 副議長(アンゴラ))

## 10月21日(月)午前 第19回会議

議事項目 66: 先住民族の権利、(a)先住民族の権利、(b)第2回国際世界先住民族の10年

### 提出文書

1. 先住民族の権利に関する特別報告者の報告書を伝える 2013年9月14日付事務総長メモ(A/68/317)

### 議題紹介ステートメント

1. James Anaya 先住民族の権利に関する特別報告者

#### 意見交換対話

先住民族永久フォーラムの名称変更について  
国連の作業への先住民族の参画について  
植民地支配を受けなかった先住民族(ロシア連邦)  
先住民族宣言について  
その他の発言国: メキシコ、グアテマラ、欧州連合、米国、チリ

2. Daniela Bas 経済社会問題局政策開発部部長(Wu Hongbo 事務次長・第2回国際世界先住民族の10年コーディネーターのステートメントを代読)

#### 意見交換対話

先住民族問題にかかわっている様々な国連機関の活動について(米国)

### 一般討論

バリーズ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、欧州連合(候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、セルビア; 安定連合プロセス及び候補可能国アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ並びにモルドヴァ共和国、アルメニア、グルジアを代表)、ノルウェー(北欧諸国を代表)、フィリピン、米国、日本、オーストラリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国、ブラジル、ニュージーランド、メキシコ、チリ、エクアドル

**日本のステートメント(鷲見八重子代表代理):** 日本は、2007年9月の総会による「国連先住民族権利宣言」の採択後、先住民族問題に着実に努力を注いできました。2008年に、日本政府は、アイヌ民族を先住民族と認めました。アイヌ民族は、日本列島の北部、特に北海道で暮らしてきました。彼らは、ユニークな言語、特有の文化と宗教を有しています。

その後日本政府は、アイヌ民族の代表を含めた数人の高官専門家より成る今後のアイヌ政策諮問協議会を設立しました。2009年7月に、諮問協議会は、アイヌ政策のいくつかの基本原則を提案する報告書を提出し、教育、アイヌ文化の再活性化、産業開発の推進を含む様々な領域での措置を勧告しました。

それから日本政府は、2009年に官房長官が開催するアイヌ政策推進協議会を設立しました。これは、数人のアイヌの代表者が積極的に参加する初めての正式な政策策定フォーラムでした。協議会は、現在、アイヌ民族が元の諮問協議会による勧告を実現するための包括的で効果的措置を討議しています。

日本政府は、諮問協議会によって提案され、協議会の作業部会によってフォローされた2つの主要なプロジェクトと取り組んでいます。第一のプロジェクトは、民族的ハーモニーのための象徴的スペースの設立です。象徴的スペースには、アイヌ博物館、伝統的なアイヌの家屋及びあらゆる年齢の人々が世界と環境についてのアイヌのユニークな考えを学ぶことのできるスタジオが含まれます。このような象徴的スペースがアイヌ文化を保存し、次世代に引き継ぐことによりかなり貢献するものと期待しております。このスペースは、アイヌ文化に関する情報ハブとして機能することも期待されております。日本政府は、昨年7月に、象徴的スペースのためのマスター・プランも決定しております。そして、今年9月に、政府は、2020年の象徴的スペースの完成と盛大な開館に向けた道程表を発表しました。2番目のプロジェクトは、日本政府によるこの種の初めての調査である北海道以外で暮らしているアイヌ民族の生活条件に関する全国調査です。この調査は、北海道から遠く離れて暮らしている者を含め、日本のすべてのアイヌ民族を支援することを目的としています。この調査で、日本のアイヌ民族とアイヌではない人々との間の教育と生活水準のギャップがわかりました。日本政府は、現在、このギャップを埋める効果的方法を検討しております。アイヌ民族のための相談サービスが、9月から試験的に開始されました。

さらに、日本政府は、アイヌ民族とその文化についての意識を高める追加の新しい措置を始めました。

先ず第一に、日本の小学校、中学校、高等学校の教科書に、さらに多くのアイヌの話が付け加えられています。この話には、「国連先住民族権利宣言」採択後に日本政府が取った措置が含まれています。第二に、日本政府は、キーワードである「イランカラプテ」を伴う意識啓発キャンペーンを始めました。「イランカラプテ」とは、アイヌ語の「アロハ!」です。第三に、日本政府は、絶滅の瀬戸際にあるアイヌ語を復活させる措置を取り始めました。例えば、政府は、どのくらいのアイヌ語が次世代に伝えられているかに関する調査を始めています。これは、アイヌ・アーカイヴを設立することも計画しています。

日本は、国連宣言に関連して、我が国とアイヌ民族を取り巻く状況に対応して、諮問委員会によって提案される様々な政策措置を通して、すべての人々の多様性が尊重される社会を達成するために、アイヌ民族と密接に協力しており、今後も協力をつづるつもりです。さらに日本は、国連及び国際社会の他の行為者と協力して、世界の先住民族が直面している多くの問題に取り組む努力を払うことにコミットしております。

(司会: 議長)

## 10月21日(月)午前 第19回会議

議事項目 66(継続)

### 一般討論(継続)

キューバ、ペルー、グァイアナ、コスタリカ、ボリヴィア(多民族国家)、ニカラグア、パラグアイ、イラン・イスラム共和国、南アフリカ、インドネシア、マレーシア、コンゴ、食糧農業機関(FAO)、国際労働機関(ILO)、国際農業開発基金(IFAD)

(司会: 副議長(レバノン))

## 10月22日(火)午前 第21回会議

議事項目 69: 人権の推進と保護、(a) 人権条約の実施、(d) ウィーン宣言と行動計画の包括的实施とフォローアップ

### 提出文書

1. 人権委員会報告書(A/68/04 Vo.I 及び A/68/04 Vol.II)
2. 拷問禁止委員会報告書(A/68/44)
3. すべての移動労働者とその家族の権利保護委員会報告書(A/68/48)
4. 現代の形態の奴隷制度に関する国連任意基金に関する事務総長報告書(A/68/280)
5. 拷問被害者のための国連任意基金に関する事務総長報告書(A/68/282)
6. 第25回人権条約機関議長会議諸を伝えるメモ(A/68/334)
7. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者の中間報告書を伝えるメモ(A/68/295)
8. 国連人権高等弁務官報告書(A/68/36)

### 議題紹介ステートメント

1. Juan Mendez 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者

#### 質疑応答

英国、欧州連合、リヒテンシュタイン(オーストリア、チェコ共和国、デンマーク、アイスランド、ノルウェー、スロヴェニア、スウェーデン及びスイスも代表)、チェコ共和国、バーレーン、スイス、デンマーク、アルゼンチン、ロシア連邦、コスタリカ、米国、ノルウェー

2. Claudio Grossman 拷問防止小委員会議長

#### 質疑応答

カタール、英国、欧州連合、アラブ首長国連邦

## 一般討論

欧州連合(候補国トルコ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテセラト、セルビア及び安定連合プロセスと候補可能国アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ並びにウクライナ、モルドヴァ共和国、アルメニア及びグルジアも代表)、エジプト、チリ、日本、中国、イラク、タイ

**日本のステートメント(鷲見八重子代表代理):** 昨年 12 月に、日本で安倍晋三内閣総理大臣の政府が発足して約 10 か月になります。この間に、新しい政府は、自由、民主主義、法の支配を含む「普遍的価値を強調する外交」を推進し、これまで以上に積極的に人権の領域でも活動してきました。すべての人権と基本的自由の保護は、国際社会の当然の問題であり、これらを保護推進することは、さらにそれぞれの国家の基本的責任であります。人権と人間性の問題に関して進歩を遂げる目的で、日本政府は、国連と 2 国間の人権対話を通して活動し、様々な人権活動、特に女性の権利の保護に関連する措置にも熱心にかかわってまいりました。

6 月に、内閣は、女性が積極的に参画できる社会的・経済的環境を支援し、強化するために、「日本再生戦略」を採択いたしました。日本政府は、その国内努力に加えて、国際問題にも積極的にコミットするつもりであります。この点で、阿部首相が、今年 9 月の国連総会の一般討論で述べたように、日本は、「女性・平和・安全保障」と題する安全保障理事会決議 1325 号を実施する独自の国内行動計画の策定に取り組むのみならず、女性に関連する国際課題に対処する努力への支援を強化いたします。さらに、日本政府は、以前に女子差別撤廃委員会によってなされた勧告に関連して、来年「女子差別撤廃条約」に関する国の報告書を提出する準備を進めております。

日本は、普遍的定期的レビュー(UPR)と関連国際人権条約を忠実に実施しております。これは、日本が人権の重要性を評価する程度を示しているものと信じます。UPR に関しましては、日本は昨年 10 月に検討されました。日本は、UPR は、「対話と協力」に基づいてすべての締約国の人権状況の改善を推進する大変に価値あるプロセスであると信じております。「経済的・社会的・文化的権利国際規約」に関する日本の報告書は、今年 5 月の「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」に関する国の報告書の検討に続いて、今年 4 月に検討されました。日本政府は、これら問題に関して、それぞれの委員会と建設的で意味ある対話にかかわることができ、喜んでおります。来年は、日本は「市民的・政治的権利国際規約」と「あらゆる形態の人種差別撤廃国際条約」に関する国の報告書を提出いたします。日本は、UPR とすべてのそれぞれの人権条約の精神を実現する努力を継続して払うつもりであります。

日本政府は、締結を求めて国会に「障害者権利条約」を提出しています。日本政府は、障害者とその家族を含め、関連行為者の広範な意見に関して、2007 年に日本が「条約」に署名して以来、国内的に「条約」を締結する準備もしてまいりました。日本は、「障害に基づく差別」の一形態として、「合理的な宿泊施設の否定」のような問題に対処するために、「障害者基本法」の改正を含め、「条約」に沿って障害者に関連する重要な国内法と政策及び「条約」の実施を監視する国内枠組の設立を導入してきました。さらに、「障害者差別撤除法」が制定され、既存の「障害者雇用促進法」と「社会教育法施行令」が今年 6 月に改正されました。この法律を通して、日本の国内制度は、今、「条約」で定められているように、「障害者の固有の尊厳の尊重の推進」のみならず、「すべての障害者による人権と基本的自由の完全享受を実現し確保する準備が一層よくできております。日本は、「条約」締結後も、障害者の権利を実現する努力を強化し続けるつもりです。

日本は、継続して人権の保護と推進のための様々な国際枠組すべてにかかわり、国際レベルでも国内レベルでも、様々な取組を通して、人権状況を改善する努力を払うつもりです。それが、女性の権利に始まり、人権を重要視する現政権の政策であります。それが日本が進むべき道であります、この目的に向かって、日本はあらゆるパートナーと協力することにコミットしております。

(司会: 議長)



## 10月22日(火)午後 第22回会議

議事項目 28(a), 108, 69(a)(d)(継続)

### 決議案の紹介

#### 7. 女子差別撤廃条約(A/C.3/68/L.23)

主提案国: ノルウェー

共同提案国: アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、チリ、デンマーク、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ヨルダン、リヒテンシュタイン、モルディヴ、マルタ、オランダ、ニュージーランド、パナマ、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、英国、アルメニア、ブルガリア、コロンビア、グアテマラ、マダガスカル、モナコ、パプアニューギニア、サンマリノ、セルビア

#### 8. 犯罪防止・犯人の処遇のための国連アフリカ機関(A/C.3/68/L.20)

主提案国: ウガンダ、エチオピア(アフリカ諸国を代表)

### 議題紹介ステートメント(継続)

#### 3. Zdzislaw Kedzia 経済的・社会的・文化的権利委員会議長

##### 質疑応答

ポルトガル(エルサルヴァドル、エクアドル、アルメニア、ベルギー、フィンランド、フランス、スペイン、ウルグアイも代表)、欧州連合、南アフリカ

#### 4. Nigel Rodley 人権委員会議長

##### 質疑応答

リヒテンシュタイン、欧州連合、英国、ケニア、スイス、アンゴラ

#### 5. Maria Soledad Cisternas Reyes 障害者権利委員会議長

##### 質疑応答

スーダン、チリ、欧州連合、メキシコ

### 一般討論(継続)

クロアチア、イラン・イスラム共和国、イエーメン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ニュージーランド、インド、キルギスタン、モンゴル

(司会: 議長)

## 10月23日(水)午前 第23回会議

議事項目 69: 人権の推進と保護、(b)人権と基本的自由の効果的享受を改善するための代替取組を含めた人権問題、(c)人権状況と特別報告者と特別代表の報告書

### 提出文書

1. 移動者の人権を推進する方法と手段を含めた人権の推進と保護に関する事務総長報告書(A/68/292)
2. 国際人権学習年のフォローアップに関する事務総長報告書 A/68/207)
3. 開発への権利に関する事務総長報告書(A/68/185)
4. 人権と一方的強制措置に関する事務総長宇酷暑(A/68/211)
5. 強制失踪からのすべての人々の保護のための国際条約に関する事務総長報告書(A/68/201 及び Add.1)
6. 人権の推進と保護のための国内機関に関する事務総長報告書(A/68/208)
7. グローバル化とそれがすべての人権の完全享受に与えるインパクトに関する事務総長報告書(A/68/177)
8. 司法行政における人権: 自由を奪われたすべての日と人の保護のための国際法的・制度的枠組の分析に関する事務総長報告書(A/68/261)
9. すべての人権と基本的自由の普遍的、不可分、相互関連する、相互に依存する、相互に補強し合う性

質に関する事務総長報告書(A/68/224)

10. 人権条約機関の委員の公正な地理的配分の推進に関する事務総長報告書(A/68/323)
11. 定期的な真の選挙の原則と民主化の推進の効果を高める際に国連の役割の強化に関する事務総長報告書(A/68/301)
12. 国際協力と依怙最良なし、公平性、客観性の重要性の推進を通じた人権分野での国連活動の強化に関する事務総長報告書(A/68/209)
13. 中央アフリカにおける人権と民主主義のための小地域センターに関する事務総長報告書(A/68/390)
14. 人権と文化的多様性に関する事務総長報告書(A/68/277)
15. 南西アジアとフラブ地域における国連人権訓練文書化センターに関する事務総長報告書(A/68/287)
16. 国籍・民族・宗教・言語的マイノリティに属する人々の権利宣言の効果的推進に関する事務総長報告書(A/68/304)
17. 強制失踪委員会報告書(A/68/56)
18. マイノリティ問題に関する独立専門家の報告書を伝える事務総長メモ(A/68/268)
19. 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会の報告書を伝える事務総長メモ(A/68/279)
20. テロ対策中の人権と基本的自由の保護に関する事務総長報告書(A/68/298)
21. 宗教または信念の自由に関する特別報告者の中間報告書を伝える事務総長メモ(A/68/290)
22. 人権擁護者の状況に関する特別報告者の報告書を伝える事務総長メモ(A/68/262)
23. 国内避難民の人権に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/68/225)
24. 食糧への権利に関する特別報告者の中間報告書を伝える事務総長メモ(A/68/288)
25. 移動者の人権に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/68/283)
26. 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居及びこの状況での非差別への権利に関する特別報告者報告書輪伝える事務総長メモ(A/68/289)
27. 教育への権利に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/68/294)
28. 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家報告書を伝える事務総長メモ(A/68/284)
29. 真実、正義、補償、及び繰り返さないとの保証の推進に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/68/345)
30. 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/68/382)
31. 裁判官と弁護士への独立性に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/68/285)
32. 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/68/297)
33. 意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/68/362)
34. 極貧と人権に関する特別報告者報告書輪伝える事務総長メモ(A/68/293)
35. 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者報告書輪伝える事務総長メモ(A/68/256)
36. 平和的集会和結社の自由に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/68/299)
37. 文化的権利の分野の特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/68/296)
38. シリア・アラブ共和国における国内避難民の状況に関する国内避難民の人権に関する特別両国者報告書を伝える事務総長メモ(A/68/931)
39. テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/68/389)
40. 人権と国際連帯に関する独立専門家報告書(A/68/176)
41. 朝鮮民主人民共和国における人権状況に関する事務総長報告書(A/68/392)
42. ミャンマーの人権状況に関する事務総長報告書(A/68/331)
43. イラン・イスラム共和国における人権状況に関する事務総長報告書(A/68/377)
44. 朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する特別報告者報告書輪伝える事務総長メモ(A/68/319)
45. 1967年以來占領されているパレスチナ地域の人権状況に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/68/376)
46. ミャンマーの人権状況に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/68/397)
47. イラン・イスラム共和国における人権状況に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/68/503)

48. ベラルーシの人権状況に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/68/276)

議題紹介ステートメント

1. Navanethem Pillay 国連人権高等弁務官

質疑応答

中国、エチオピア(アフリカ諸国を代表)、コスタリカ、パレスチナ、欧州連合、エルサルヴァドル、ロシア連邦、メキシコ、ノルウェー、ルーマニア、スリナム(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、テュニジア、英国、リビア、セルビア、スイス、チリ、シリア・アラブ共和国、リヒテンシュタイン、ベラルーシ、バングラデシュ、フランス、ナイジェリア、南アフリカ、イラン・イスラム共和国、モロッコ、アンゴラ、オランダ、ケニア、インドネシア、ブラジル

(司会: 議長)

**10月23日(水)午後 第24回会議**

議事項目 69(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

2. Armed Shaheed イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者

質疑応答

イラン・イスラム共和国、カナダ、オーストラリア、欧州連合、アイスランド、アイルランド、スイス、チェコ共和国、ベラルーシ、米国、ノルウェー、モルディヴ、ロシア連邦、英国、ブラジル

3. Rashida Manjoo 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者

質疑応答

スイス、リヒテンシュタイン、キューバ、欧州連合、エジプト、スロヴェニア、ナイジェリア、カナダ、日本、米国、南アフリカ、カタール、パプアニューギニア

4. Magdalena Sepulveda Carmona 極貧と人権に関する特別報告者

質疑応答

米国、チリ、欧州連合、キューバ、ロシア連邦、ナイジェリア

5. Rita Izsak マイノリティ問題に関する独立専門家

質疑応答

ノルウェー、カメルーン、ハンガリー、米国、欧州連合、オーストリア、スイス、セルビア、ロシア連邦

(司会: 議長)

**10月24日(木)午前 第25回会議**

議事項目 69(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

6. Sheila B. Keetharuth エリトリアの人権状況に関する特別報告者

質疑応答

エリトリア、米国、スイス、オーストラリア、欧州連合、ノルウェー、ジブティ、スーダン、キューバ

7. Chaloka Beyani 国内避難民に関する特別報告者

質疑応答

カナダ、シリア・アラブ共和国、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、セルビア、グルジア、欧州連合、米国、ロシア連邦、オーストリア、国際移動機関(IOM)

8. Emmanuel Decaux 強制失踪委員会、強制または任意によらない失踪に関する作業部会議長

質疑応答

アルゼンチン、フランス、リトアニア、ポーランド、欧州連合、メキシコ、スペイン、ドイツ

(司会: 議長)

**10月24日(木)午後 第26回会議**

議事項目 27, 28, 65, 108, 109, 69(b)(c)(継続)

決議案の紹介(継続)

9. 青少年がかかわる政策とプログラム(A/C.3/68/L.10)

主提案国: モルドヴァ、セネガル、ポルトガル

共同提案国: アルメニア、コスタリカ、クロアチア、パナマ

10. 生活のための識字: 未来のアジェンダの形成(A/C.3/68/L.12)

主提案国: モンゴル

共同提案国: オーストラリア、クロアチア、エストニア、アイルランド、日本、ルクセンブルグ、ポーランド、ポルトガル、シンガポール、アルメニア、コーティヴウォール、グアテマラ、インドネシア、リベリア、リトアニア、マラウイ、マリ、マルタ、モナコ、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

11. 女性移動労働者に対する暴力(A/C.3/68/L.22)

主提案国: インドネシア、フィリピン

共同提案国: エクアドル、エルサルヴァドル、グアテマラ、マラウイ、マリ、ナイジェリア、ペルー

12. 女兒(A/C.3/68/L.27)

主提案国: マラウイ(南部アフリカ開発共同体を代表)

共同提案国: アルメニア、ブルキナファソ、赤道ギニア、グアテマラ、キルギスタン、パナマ、ペルー

13. 子ども結婚、早期・強制結婚(A/C.3/68/L.29)

主提案国: ブルキナファソ、カナダ、ガーナ、イタリア、キルギスタン、マラウイ、オランダ、ペルー、セネガル、ザンビア

共同提案国: クロアチア、赤道ギニア、グアテマラ、イスラエル、パナマ

14. 国連犯罪防止・刑事司法プログラム、特にその技術協力能力の強化(A/C.3/68/L.18)

主提案国: イタリア

共同提案国: アルゼンチン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ルクセンブルグ、メキシコ、モロッコ、パナマ、ポーランド、セルビア、トルコ、ウクライナアルメニア、ブルキナファソ、クロアチア、ハイティ、キルギスタン、リトアニア、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、ミクロネシア(連邦国家)、ペルー、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、チュニジア

15. 世界麻薬問題に対する国際協力(A/C.3/68/L.19)

主提案国: メキシコ

共同提案国: アフガニスタン、アルゼンチン、グアテマラ、カザフスタン、ミャンマー、パナマ、ペルー、トルコ、ハイティ、ホンデュラス、キルギスタン、ラオ人民民主主義共和国、マリ、モナコ、チュニジア

決議の採択(継続)

9. 女子差別撤廃条約(A/C.3/68/L.23)---PBI なし

主提案国: ノルウェー(北欧諸国を代表)

追加協働提案国: アルバニア、ボリヴィア(多民族国家)、ブラジル、ブルガリア、カナダ、キプロス、チェコ共和国、エクアドル、エジプト、グルジア、グアテマラ、ホンデュラス、ラトヴィア、レバノ

ン、リトアニア、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、ニカラグア、ペルー、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、タイ、東ティモール、トーゴ、ウクライナ、ウルグアイ、ヴェネズエラ(ボリヴァリアン共和国)、アルメニア、ブルキナファソ、コンゴ、コスタリカ、クロアチア、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ホンデュラス、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モナコ、韓国、ルーマニア、セルビア、テュニジア  
コンセンサスで決議を採択  
採択後ステートメント：米国

#### 決議内容(別紙参照)

#### 議題紹介ステートメント(継続)

9. Farida Shaheed 文化的権利の分野の特別報告者

##### 質疑応答

欧州連合、ロシア連邦、ブラジル、キューバ

10. Francois Crepeau 移動者の人権に関する特別報告者

##### 質疑応答

メキシコ、欧州連合、アンゴラ、ロシア連邦、ナイジェリア、バングラデシュカタール、国際移動機関(IOM)

11. Ibrahim Salama 人権高等弁務官事務所(Abdelhamid El Jamri すべての移動労働者とその家族の権利保護委員会議長の代理)

12. Tomas Ojea Quintana ミャンマーの人権状況に関する特別報告者

##### 質疑応答

ミャンマー、オーストラリア、米国、カナダ、韓国、欧州連合、日本、タイ、リヒテンシュタイン、アルバニア、カタール、英国、チェコ共和国、ロシア連邦、中国、アルゼンチン、ノルウェー、モルディヴ、インドネシア

(司会：議長)

### 10月25日(金)午前 第27回会議

#### 議事項目 69(b)(d)(継続)

#### 議題紹介ステートメント(継続)

13. Frank La Rue 意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者

##### 質疑応答

オーストリア、欧州連合、リヒテンシュタイン、米国、ブラジル、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ノルウェー、スイス、英国、モンテネグロ、モルディヴ、ロシア連邦、バングラデシュ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

14. Christof Heyns 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者

15. Ben Emmerson テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者

##### 質疑応答

パキスタン、欧州連合、メキシコ、ノルウェー、ブラジル、スイス、英国、ロシア連邦、米国、中国、リヒテンシュタイン、イラン・イスラム共和国、キューバ、アゼルバイジャン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

16. Raquel Rolnik 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居に関する特別報告者

##### 質疑応答

ブラジル、アンゴラ、欧州連合、モルディヴ、米国、南アフリカ、ドイツ、インドネシア

(司会：議長)

## 10月25日(金)午後 第28回会議

議事項目 69(b)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

17. Joy Ngozi Ezeilo 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者

質疑応答

欧州連合、スイス、ドイツ、オーストリア、ロシア連邦、ルーマニア、アルゼンチン、ナイジェリア、モルドヴァ共和国、スーダン、カタール、エチオピア、国際移動機関(IOM)

18. Rablo De Greiff 真実・正義・賠償・繰り返さないとの保証の推進に関する特別報告者

質疑応答

アルゼンチン、チェコ共和国、テュニジア、スイス、欧州連合

19. Ababd Grover 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利に関する特別報告者

質疑応答

スイス、欧州連合、南アフリカ、イラン・イスラム共和国、バーレーン、ロシア連邦、アイルランド、スーダン

20. Oliver De Schutter 食糧への権利に関する特別報告者

質疑応答

スーダン、スイス、ノルウェー、欧州連合、カメルーン、キューバ、国連食糧農業機関(FAO)

(司会: 副議長(アンゴラ))

## 10月28日(月)午前 第29回会議

議事項目 69(b)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

21. Gabriela Knaul 裁判官と弁護士の独立性に関する特別報告者

質疑応答

米国、ロシア連邦

22. Alfred-Nayruce De Zayas 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家

質疑応答

ブラジル、ロシア連邦、パキスタン、バングラデシュ、イラン・イスラム共和国、インドネシア

23. Kishore Singh 教育権に関する特別報告者

質疑応答

バングラデシュ、欧州連合、インドネシア、ナイジェリア、カタール、国連教育科学文化機関(ユネスコ)

24. Catarina de Albuquerque 安全な飲用水と衛生への人権に関する特別報告者

質疑応答

ノルウェー、欧州連合、スロヴェニア、スイス、バングラデシュ、ドイツ、ナイジェリア、スペイン

(司会: 議長)

## 10月28日(月)午後 第30回会議

議事項目 69(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

25. Tamara Kunanayakam 開発への権利に関する作業部会議長・特別報告者

質疑応答

イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、中国、南アフリカ、キューバ、インドネシア

26. Margaret Sekaggya 人権擁護者の人権に関する特別報告者

質疑応答

ノルウェー、欧州連合、スイス、モルディヴ、米国、英国、チェコ共和国、アイルランド、中国、インドネシア

27. Pavel Sulyandziga 人権と多国籍行及びその他の企業の問題に関する作業部会議長

質疑応答

南アフリカ、欧州連合、ノルウェー、英国、スイス、ロシア連邦

28. Miklos Haraszti ベラルーシの人権状況に関する特別報告者

質疑応答

ベラルーシ、欧州連合、スイス、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、中国、カザフスタン、英国、米国、ポーランド、ノルウェー、ウズベキスタン、ロシア連邦、ドイツ、チェコ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ニカラグア、ラオ民主主義人民共和国、ジンバブエ、トルクメニスタン、キューバ、アゼルバイジャン

(司会: 議長)

## 10月29日(火)午前 第31回会議

議事項目 69(b)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

29. Michael Kirby 朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する調査委員会議長

Maarit Kohonen Sheriff 国連人権高等弁務官事務所副所長(Marzuki Darusman 朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する特別報告者のステートメントを代読)

質疑応答

朝鮮民主人民共和国、欧州連合、オーストラリア、カナダ、チェコ共和国、スイス、英国、モルディヴ、ノルウェー、日本、米国、リオ人民民主主義共和国、キューバ、韓国、キューバ

30. Cephias Lumina 外国の負債及びその地の関連する国家の国際財政責務がすべての人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受よに与える影響に関する独立専門家

31. Heiner Bielefeldt 宗教または信念の自由に関する特別報告者

質疑応答

リビア、米国、欧州連合、ノルウェー、英国、エジプト、ベラルーシ、インドネシア、カナダ、中国、スーダン

(司会: 議長)

## 10月29日(火)午後 第32回会議

議事項目 69(b)(d)(継続)

国連総会議長演説

John Ashe 国連総会議長(アンティグア・バーダダ)

議題紹介ステートメント(継続)

32. Vijay Nambiar ミャンマーに関する事務総長特別顧問

質疑応答

ミャンマー、スイス、ジブティ(イスラム協力団体を代表)、シンガポール、カナダ、ノルウェー、グアテマラ、オーストラリア、インドネシア

33. Maina Kiai 平和的集会及び結社の自由への権利に関する特別報告者

質疑応答

ノルウェー、米国、欧州連合、南アフリカ、英国、スイス、ロシア連邦、チェコ共和国、バーレーン、インドネシア、イラン・イスラム共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エジプト、ジンバブエ、エチオピア

34. Richard Falk 1967 年以来被占領のパレスチナ領土の人権状況に関する特別報告者

質疑応答

パレスチナ、キューバ、モーリタニア、欧州連合、ロシア連邦、ノルウェー、シリア・アラブ共和国、カタール、ブラジル、南アフリカ、リビア、イラン・イスラム共和国、モルディヴ、インドネシア、パキスタン

(司会: 議長)

## 10月30日(水)午前 第33回会議

議事項目 69(a)(b)(c)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

35. Jeffrey Feltman 政治問題事務次長

Ivan Simonovic 人権事務総長補

質疑応答

イエーメン、カメルーン、カタール、イラク、イラン・イスラム共和国

一般討論(継続)(69(a)(d))

ルワンダ、南アフリカ、ニカラグア、ブルキナファソ、ウクライナ、ナイジェリア、国際労働機関

一般討論(69(b)(c))

マレーシア(東南アジア諸国連合を代表)、キューバ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、セントキッツ・ネヴィス(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(南部共通市場(MERCOSUR)を代表)、欧州連合(候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国モンテネグロ、アイスランド及び安定連合プロセス候補可能国アルバニアを代表)、オーストリア(リヒテンシュタイン、スロヴェニア、スイスも代表)、インド、米国

(司会: 議長)

## 10月30日(水)午後 第34回会議

議事項目 69(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

36. Virginia Dandan 人権と国際連帯に関する独立専門

質疑応答

キューバ、インドネシア

一般討論(継続)

カナダ、ギリシャ、パレスチナ、リヒテンシュタイン、エジプト、ロシア連邦、スイス、メキシコ、オーストラリア、セネガル、マレーシア、パキスタン、ブラジル、シンガポール、アラブ首長国連邦、モロッコ、パプアニューギニア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

答弁権行使

バーレーン: 我が国が取った建設的手段に対して支持を表明されたことに対して欧州連合代表団に感謝し、バーレーンにおける暴力の非難を歓迎する。

キューバ: 世界中での自国の組織的侵害を忘れて、人権に関して意見を述べたことに対して米国を批判



する。米国はクーデターを計画し、武力攻撃を開始し、無人機を用いて司法外殺害にかかわり、違法に取得した土地で強制収容所を運営している。米国は、「女子差別撤廃条約」と「子どもの権利条約」をまだ批准していないわずかな国の一つであり、米国の制度にはほかにも落ち度がある。他国を批判する権威のない国である米国によってなされた誤った申し立てによって、国際社会は「馬鹿にされている」のである。

**中国:** 米国と欧州連合代表団による我が国に対する根拠のない非難と攻撃を断固として全面的に拒否する。これに応じて、無人機の使用と大量査察、差別と外国人排斥について質問したい。米国と欧州連合は、自分たちの失敗を無視して、他国の非難に専心している。

**朝鮮民主主義人民共和国:** 数か国の代表団によってなされた政治的動機の申し立ては、真の人権の推進とは何の関係もない。自国の驚くべき人権記録を調べるよう米国に要請するが、カナダもいくつかの侵害について有罪である。

**イスラエル:** パレスチナ代表団は、自国民とその未来に対して責任を取ることができないことに固執している。代わりに国連の場をハイジャックし乱用しつつイスラエルを虐待する手に出ている。もしパレスチナが同じように折衝にコミットすれば、和平はすでに達成されていたであろう。パレスチナ人の権利は重要であるが、イスラエルの権利も等しく重要であり、イスラエル政府は、パレスチナ人の人権とイスラエル国民の危うくされた安全保障の必要性とのバランスを取る絶え間ない戦いに直面している。イスラエルの政策が完璧でないことは認めるが、西岸とガザ地区とは違って、メディアと市民社会は自由に批判していることを強調する。

(司会: 議長)

## **10月31日(木)午前 第35回会議**

議事項目 69(b)(c)(継続)

### **一般討論(継続)**

キューバ、テュニジア、クウェート、カタール、ノルウェー、チリ、中国、キプロス、サウディアラビア、ミャンマー、ギリシャ、セルビア、朝鮮民主主義人民共和国、コロンビア、ジンバブエ、トルコ、ウガンダ、イラン・イスラム共和国

(司会: 議長)

## **10月31日(木)午後 第36回会議**

議事項目 28(a), 65(a), 69(a)(b)(c), 108, 27(d)(継続)

### **決議案の紹介(継続)**

#### **16. 農山漁村地域の女性の状況の改善(A/C.3/68/L.25)**

主提案国: モンゴル

共同提案国: アルゼンチン、コロンビア、クロアチア、エイトニア、ドイツ、アイルランド、イスラエル、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、スペイン、スウェーデン、東ティモール、トルコ、ボリヴィア(多民族国家)、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コンゴ、キプロス、エルサルヴァドル、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、リベリア、マラウイ、マリ、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、タンザニア連合共和国

#### **17. 国連システム内の子どもの保護に関する協働の強化(A/C.3/68/L.26)**

主提案国: タイ

共同提案国: ミャンマー、東ティモール、ブルキナファソ、コンゴ、マラウイ、マリ、パプアニューギニア

18. 子どもの権利(A/C.3/68/L.28)

主提案国: リトアニア

共同提案国: アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、オーストリア、バハマ、バルバドス、ベルギー、ボリヴィア(多民族国家)、ベリーズ、ブラジル、ブルガリア、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、グアイアナ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ラトヴィア、ルクセンブルグ、マリ、メキシコ、モナコ、オランダ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スリナム、スウェーデン、トリニダード・トバゴ、英国、ウルグアイ、ヴェネズエラ(ボリヴァリアン共和国)、アルバニア、オーストリア・ヘルツェゴヴィナ、ヨルダン、モンネロ、ノルウェー、セルビア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、トルコ、アンドラ、アルメニア、ブルキナファソ、コンゴ、リヒテンシュタイン、パプアニューギニア、韓国、サンマリノ

19. 国際人権規約(A/C.3/68/L.32)

主提案国: フィンランド

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、チリ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エクアドル、エストニア、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ヨルダン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、英国、ウルグアイ、ヴェネズエラ(ボリヴァリアン共和国)、エルサルヴァドル、ギリシャ、グアテマラ、ラトヴィア、モロッコ、モンテネグロ、ボリヴィア(多民族国家)、コート・ド'ivoire、マダガスカル、パラグアイ、ペルー、韓国、サンマリノ

20. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的、または品位を落とす扱いまたは懲罰(A/C.3/68/L.33)

主提案国: デンマーク

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、カタール、韓国、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、英国、オーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、メキシコ、ニュージーランド、モルディヴ、ミクロネシア(連邦国家)、ウルグアイ、アンドラ、ブルキナファソ、パナマ、パラグアイ、ペルー、サンマリノ

21. 水と下水処理への人権(A/C.3/68/L.34)

主提案国: ドイツ

共同提案国: アンドラ、オーストリア、ベルギー、キプロス、エルサルヴァドル、フィンランド、フランス、ハンガリー、イタリア、ヨルダン、モルディヴ、モンテネグロ、オランダ、パナマ、スロヴェニア、スペイン、スイス、タジキスタン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、コスタリカ、クロアチア、エストニア、グルジア、ギリシャ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、コンゴ、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、マリ、モナコ、サンマリノ、セルビア

22. 国連腐敗防止条約に従って、腐敗の慣行の防止、闘い、腐敗よりの利益の移転、資産回復の促進、合法的所有者、特に元の国へのそのような資産の返還(A/C.3/68/L.21)

主提案国: コロンビア

共同提案国: アルメニア、マラウイ、モンゴル、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、テュニジア、タンザニア連合共和国

## 決議の採択(継続)

### 10. 生活のための識字: 未来のアジェンダの形成(A/C.3/68/L.12/Rev.1)---PBI なし

主提案国: モンゴル

追加共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、中国、コロンビア、キプロス、デンマーク、フィンランド、グルジア、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、レバノン、マレーシア、モルディヴ、メキシコ、モロッコ、オランダ、ノルウェー、フィリピン、モルデヴァ共和国、ロシア連邦、スペイン、スウェーデン、タイ、英国、米国、ウルグアイ、ボリヴィア(多民族国家)、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、コモロ、コンゴ、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、ハイティ、ホンデュラス、ニカラグア、ナイジェリア、オマーン、韓国、サンマリノ、セルビア、スイス、ヴェネズエラ(ボリヴァリアン共和国)、イエーメン

コンセンサスで決議を採択

### 11. 社会開発における協同組合(A/C.3/68/L.13/Rev.1)---PBI なし

主提案国: モンゴル

追加共同提案国: アンドラ、オーストリア、ブルガリア、中国、クロアチア、デンマーク、うすトニア、フィンランド、フランス、グルジア、ハンガリー、レバノン、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、モーリシャス、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、フィリピン、ポーランド、モルドヴァ共和国、セルビア、スロヴァキア、タイ、トルコ、ウルグアイ、ベリーズ、ボリヴィア(多民族国家)、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、カメルーン、コスタリカ、コーティヴウォール、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、ハイティ、ホンデュラス、マダガスカル、マラウイ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー

コンセンサスで決議を採択

## 一般討論(継続)

インドネシア、ボツワナ、トンガ、アルジェリア、カメルーン、アルバニア、日本、ベラルーシ、ニュージーランド、フィリピン、ネパール、エリトリア、リビア、トーゴ

**日本のステートメント(梅本和義大使):** 人権の推進と保護は、国際社会の当然の関心事であります。このために、日本は様々な枠組を通して、国内と国際人権の双方を改善する努力に積極的にかかわってきました。

日本は、総会第三委員会は、様々な国連機関、事務総長特別代表(SRSG)、特別報告者、市民社会及びその他のステークホルダーからの貴重なインプットに基づいて世界的問題に対処し、決定を行いますので、この場での討議や決議を高く評価しております。この場は、対話と意見交換の場所であり、これを通して世界中のすべての人々の人権を強化し、守ることができます。この点で、特別報告者とその他の人権メカニズムの活動は、最高の協力とすべての加盟国からのアクセスが許されるべきです。こうして初めて、重大な人権侵害が対処され、責任ある者が裁判にかけられることになるでしょう。

日本もそれなりに、ミャンマーとイランを含め、様々な国と2国間人権対話にかかわっております。そのような対話は、開けた率直な討議を通して、それぞれの国の人権状況の改善に貢献しております。日本はこれら多国間・2国間の仕事を通して、人権を推進し、保護する活動を継続したいと思っております。

シリアに関しましては、かの国の化学兵器を廃棄する努力において、安全保障理事会及びその他の行為者によってなされております進歩を目の当たりにして喜んでおり、日本は、化学兵器が再び使用されることを防ぐために、加盟国及び国連機関の努力を継続して支援いたします。

化学兵器に関する進歩にもかかわらず、私たちは、シリア国民の継続する絶望的な人権と安全保障の状況にどれほどわずかな進歩しか遂げられていないかに深く当惑しております。私たちは、シリアにおけるすべての暴力とすべての人権侵害を強く非難いたします。日本は、シリア政府に、これら人権侵害の状況を終結させるに必要な措置を取るよう要請し、さらにシリア国民が主導する政治的移行プロセスにおいて、進歩が遂げられるよう希望します。

日本は、シリアへのアクセスを否定されるといった手ごわい状況にもかかわらず、調査委員会の活動も評価いたします。私たちは、委員会と完全に協力するようシリア政府に要請します。暴力をなくし、

政治対話を始め、人道状況を改善するために、日本はシリア問題に積極的にかかわる積りです。

火曜日に、この委員会に調査委員会から明確な報告があったように、日本は、DPRK が様々な人権メカニズムとの協力を渋っていることのみならず、DPRK における人権侵害に関する他の加盟国によって表明された重大な懸念を繰り返したいと思います。日本は、EU と共に、DPRK の人権状況の改善を要請して、DPRK の人権状況に関する決議を提出いたします。日本は、この決議への加盟国のご支援をお願いいたしたく存じます。

この決議には、私たちにとって大変困った問題であり、2002 年の日本と DPRK との第一回首脳会合以来経過した 10 年の間に何の進展もなかった DPRK による日本国民の拉致の問題も含まれております。1970 年代と 80 年代に拉致されたことが確認されている 17 名の日本国民のうち、12 名がまだ帰国しておらず、DPRK はその所在について信頼できる話を提供できないでいます。さらに、北朝鮮による拉致の可能性が否定できない行方不明の人々の他の例もあります。この問題の決議は、拉致被害者とその家族の年齢を考えれば緊急を要するものです。DPRK は、日本国民のみならず、他国の国民も拉致しております。拉致問題は、重大な人権侵害であり、従って国際社会全体の普遍的な懸念の問題であります。

2009 年の大統領選の選挙後の不安定に続いて逮捕された外国人と政治犯の釈放を含め、イラン・イスラム共和国の新大統領としての Dr. Hassan Rouhani の就任以来、私たちは、新政府の下でのいくつかの建設的なしるしに注意を払っております。こういった建設的なしるしの状況で、日本は、今年 9 月に、イランと第 9 回人権対話を開催しましたが、日本は、イラン政府との対話と協力を継続するつもりです。

同時に、イランの人権状況には、まだ改善するべき問題が多くあります。私たちは、継続する表現の自由の制限と残酷な懲罰の使用について懸念を表明しています。私たちは、イラン政府に、できるだけ早く「拷問禁止条約」「女子差別撤廃条約」及び「強制失踪からのすべての人々の保護条約」を批准するよう要請したいと思います。さらに国連人権高等弁務官である Ms. Pillay によるイランへの実体的訪問を実現し、イランの人権状況に関する特別報告者の訪問を受け入れることを通して、国際社会と協力するよう政府に要請したいと思います。

日本は、ここ数年にわたる民主化、国内の和解、経済改革に向けてミャンマー政府が取っている様々な措置を目の当たりにして、大いに元気づけられています。これらには、良心の囚人の継続する釈放、意見と表現の自由への権利の尊重の改善が含まれます。ミャンマーの改革努力の進捗に注意しつつ、日本はミャンマーに支援と提供し続けます。

もちろん、人道の視点から、日本はまだ Rakhine 州の地域社会紛争とこれに続く状況をまだ懸念しています。暴力が終結し、ミャンマー政府とその他のステークホルダーが調査委員会の最終報告書を考慮に入れて、国内の和解プロセスでさらなる進歩を遂げるために活動することが極めて重要であります。国際社会としては、そのような進歩を遂げることができる環境を醸成するために協力するべきです。

カンボディアにおける人権状況は、20 年前の和平協定以来、漸進的に改善しております。しかし、この国は未だにいくつかの課題に直面しております。日本は、政府も議会も円滑にいくように、関連ステークホルダーの間の対話と協力を通して、国際社会と協力するのみならず、この進歩を継続し、加速するための措置を取るよう新カンボディア政府を奨励しています。人権理事会によるカンボディアの人権状況に関する決議のコンセンサスでの採択は、対話と協力の良いモデルであります。

## 答弁権行使

トルコ: ギリシャが、歴史のえり好みをする一方的解釈を伝えることにより、委員会を政治利用したことを残念に思う。建国者であるトルコ系キプロス人が、1963 年にキプロスの立法・司法機関のみならず政府機関から強制的に追い出されたことを含め、いくつかの事実が便宜上言及されないままになった。トルコ系キプロス人に対する残虐行為は、国連のアーカイヴにちゃんと文書化されている。

国連キプロス平和維持軍(UNFICYP)が 1964 年に再び島に配置されたが、続く 10 年で、18 万人のトルコ系キプロス人は、島の全面積のわずか 3% の飛び地に強制的に住まわされ、これは当時の事務総長によって証明できる包囲と考えられる状況である。1974 年のキプロスの軍事クーデターは、島をギリシャに併合し、長年の夢であるギリシャとの合併を達成するという目的を持つ当時ギリシャを支配していた軍事体制によってそそのかされた。トルコは同年介入し、トルコ系キプロス人を保護し、合併を阻止するための 1960 年の協定の下での保証軍としての権利と責任内で行動した。

キプロス: 継続する人権侵害とトルコのえり好みする歴史の解釈を残念に思う。トルコはキプロスに侵入して、未だに島の 3 分の 1 以上を占領している。トルコ系キプロス人の権利は保障されており、彼らの 95% は、キプロスのどこにでも移動し、働き、勉強することができる。彼らは様々な行事に参加で

き、何千名ものトルコ系キプロス人は、公共セクターでも、民間セクターでも雇用されている。彼らは、その他の給付の中でも、社会保険も国の年金も受けている。2004年以來、彼らはギリシャと欧州連合から経済的支援も受けており、トルコがその軍を撤退させることを要請する。

シリア・アラブ共和国: リヒテンシュタイン、カナダ、オーストラリア、ノルウェー、カタールのステートメントに答えるが、これらの国々は、サウディアラビアとカタールによって提供される資金のおかげで、トルコとヨルダンを通して我が国に出入りしているテロリストの存在を知らないのは残念である。15万人の先住民族の子どもたちを無理にキリスト教の学校に通わせていることを含め、先住民族に対してあらゆる種類の虐待を行っている国であるカナダが行った申し立てにも驚いている。

リヒテンシュタインに対しては、歴史のないそのような小さな公国が、千年の伝統を持つ国に関してコメントできるのか尋ねる。カタールに関しては、自国民に対して表現の自由を否定しておきながら、シリアについての嘘を広げており、体制を批判した詩人が懲役15年を宣告されたことを述べる。カタールは、カタール国民が知らない2つのこと、つまり憲法と議会を経験することができるように、その憲法を見直し、シリア議会がどのように作用しているかを観察するべきである。

朝鮮民主主義人民共和国: 日本の誤解の招くステートメントを拒否する。我が国は、誠実に協定を実施している。日本は、失われた財産と個人の補償に関連する問題を解決し、加害者を罰し、公的謝罪を出すべきである。他国の国民の命は自国の国民の命と同じく重要であることを日本が理解することを希望する。

サウディアラビア: シリア代表は、自国で何が起きているかから注意をそらそうとしている。

日本: 財産や主張の問題は、2国間関係の正常化に関する折衝中に討議されることになろう。

シリア: シリアは、サウディアラビアがテロリストによるシリア人の殺害に資金提供を続ける限り、サウディアラビアの責任を問い続ける。

(司会: 議長)

## 11月1日(金)午前 第37回会議

議事項目 69(b)(c)(継続)

### 一般討論(継続)

シリア・アラブ共和国、ヴェトナム、イラン・イスラム共和国、モルディヴ、トリニダード・トバゴ、スワジランド、スリランカ、国際移動機関(IOM)

### 答弁権行使

カタール: シリア代表によってなされた間違った申し立ては、自国の国民に対してシリア政府によってなされた人権侵害から注意をそらすためになされたものである。

シリア: シリア国民に対する上辺だけの同情を表しつつ、我が国に向けたカタールの「憤慨される」政策を強調する。体制に反対した250名以上の国民を追放した国を一つの家が支配しており、重大な人権侵害が、カタール国民のみならず、人身取引を通して、移動者や女性に対しても行われた。カタールは民主主義の振りをしているテロリスト体制である。

(司会: 議長)

## 11月4日(月)午前 第38回会議

議事項目 67: 人種主義、人種差別、外国人排斥、関連する不寛容の撤廃 (a)人種主義、人種差別、外国人排斥、関連する不寛容の撤廃、(b)「ダーバン宣言と行動計画」の包括的实施とフォローアップ

議事項目 68: 民族自決権

### 提出文書

1. 第81回・82回人種差別撤廃委員会報告書(A/68/18)

2. 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の現代の形態に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/68/329)

3. 国際アフリカ系の人々の 10 年をいかに効果あらしめるかに関する事務総長報告書(A/68/879)
4. 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者報告書(A/68/333)
5. 民族自決権の普遍的実現に関する事務総長報告書(A/68/318)
6. 人権を侵害し、民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会報告書 A/68/339)

議題紹介ステートメント

1. **Mutuma Ruteere** 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者

質疑応答

欧州連合、ナイジェリア

2. **Ivan Simonovic** 人権事務総長補

質疑応答

欧州連合

3. **Verene Shepherd** アフリカ系の人々に関する専門家作業部会議長

質疑応答

ナイジェリア、南アフリカ、赤道ギニア

4. **Anton Katz** 人権を侵害し、民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会議長・報告者

質疑応答

キューバ、欧州連合、スイス、ナイジェリア、シリア・アラブ共和国、赤道ギニア

一般討論

フィジー(G77/中国を代表)、アンティグア・バーブダ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、南アフリカ(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、欧州連合(候補国トルコ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、アイスランド、セルビア及び安定連合プロセス候補可能国アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ並びにウクライナ、モルドヴァ、アルメニア、グルジアを代表)、中国、ロシア連邦、イスラエル、コロンビア

(司会: 議長)

**11月4日(月)午後 第39回会議**

議事項目 67(a)(b)、68(継続)

一般討論

リビア、アイスランド、ノルウェー、マレーシア、セネガル、ブラジル、アルジェリア、ベラルーシ、ナイジェリア、パキスタン、エジプト、エクアドル、キューバ、スーダン、イラン・イスラム共和国、カタール、インド、カメルーン、ボツワナ、アルメニア、ニカラグア、国際移動機関(IOM)

(司会: 議長)

**11月5日(火)午前 第40回会議**

議事項目 67(a)(b)、68(継続)

一般討論(継続)

ボリヴィア(多民族国家)、オーストラリア、モルディヴ、インドネシア、アラブ首長国連邦、ヨルダン、バングラデシュ、パレスチナ、アゼルバイジャン

答弁権行使

イスラエル: 中東の歴史は、平和は外部から交渉することはできず、関係国だけが和平のテーブルに着

く必要があることを示している。イスラエルのヨルダンとエジプトとの和平会談は、良好で平和な協定という結果となった。パレスチナ人との継続中の交渉は、現在までは良好な結果を生み出しており、イスラエルは要求されている困難な譲歩をする用意も能力もあることを繰り返し述べる。関係する2か国だけが、お互いに隣り合って暮らす2国を生み出す正しい道を見つけることができる。パレスチナ人の野望を認めたいイスラエル政府の意向を強調するが、パレスチナもイスラエルを認めるよう要請する。

アルメニア: アゼルバイジャンのステートメントに答えるが、介入は、ナゴルノ・カラバフの諸国民の闘いと彼らの自決権を歪め、誤解を招くために意図されたものである。アゼルバイジャンは、この地域を占領しており、人々に難民や国内避難民になることを強いている。アゼルバイジャンは、自国が所有していないものを主張しているのである。

パレスチナ: 占領軍であることを認めないのがイスラエルにとっては都合がいいのだが、パレスチナの平和を求める野望にもかかわらず、占領は存在し、何百万人もの人々に苦しみを与えている。民族自決権は万人のものであり、交渉の後に出てくるものではない。現地の現実が、パレスチナ領土の盗み、無差別の逮捕と拘禁、家族の立退き、ガザ地区における170万人以上のパレスチナ人の投獄を示している時に、和平会談がどれほど本気のものであるのか尋ねる。本物の平和政策を行い、パレスチナ人の野望を支援していると主張することにより、イスラエルは国連を馬鹿にしているのである。

アゼルバイジャン: アルメニア代表のコメントは、国際社会を誤解させようとする国の努力を説明している。ソ連の法制度の下で、ナゴルノ・カラバフをアルメニアに統合しようとか、アゼルバイジャンの同意なしにアゼルバイジャンから分離させようといった試みの違法性は、最高の憲法レビューで確認された。従って、アゼルバイジャンは、ソ連時代の領土の境界内で独立の資格がある。アゼルバイジャンに対する武力の使用とその領土の占領を非難する1993年の安全保障理事会決議を想起し、即座の、完全に無条件の占領軍の撤退を要求する。安保理は、ナゴルノ・カラバフの状態をアゼルバイジャンの一部であると確認し、国際的国境の不可侵性のみならず、アゼルバイジャンの主権と領土の保全の尊重を再確認した。

イスラエル: 「非難しあいつこ」は止めるよう要請する。民族自決権に関するね2001年の国連決議を想起し、領土がアラブの支配下に入った1947年から1967年までの20年を通して、パレスチナ国家を設立しようとする試みはなされなかった。今になって初めてこの問題に対処しようとする真剣な試みがなされつつある。

アルメニア: 平和的解決に興味がないアゼルバイジャン代表の言う嘘を前にして、黙っていることはできない。1993年の安全保障理事会決議に関しては、アゼルバイジャンがこれに違反しており、理事会の休戦の呼び掛けを誤解している。

アゼルバイジャン: アルメニア代表の言葉は、歪曲と誤解に満ちている。安全保障理事会決議は、この問題に関する唯一の権威である。これはアルメニアの主張が無効で無意味であると宣言している。民族自決権が適用される諸国民は明確に定義されており、ナゴルノ・カラバフの住民はこの範疇には当てはまらない。国際文書を注意深く読めば、アルメニア代表は、関連性のないコメントをすることを思いとどまるものと確信する。

## 11月6日(水)午前 第41回会議

議事項目 62: 国連難民高等弁務官報告書、難民・帰還民・国内避難民に関連する問題及び人道問題

### 提出文書

1. 国連難民高等弁務官報告書(A/68/12(Part 1)及び A/68/12(Part II))
2. 国連難民高等弁務官のプログラム執行委員会報告書(A/68/12/Add.1)
3. アフリカの難民・帰還民・国内避難民への支援に関する事務総長報告書(A/68/341)

### 議題紹介ステートメント

Antonio Guterres 国連難民高等弁務官

#### 質疑応答

ノルウェー、シリア・アラブ共和国、リヒテンシュタイン、エチオピア、カメルーン、モロッコ、インドネシア、エリトリア、ケニア、バングラデシュ

## 一般討論

ザンビア(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、欧州連合(候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、セルビア、及び安定連合プロセス候補可能国ボスニア・ヘルツェゴヴィナ並びにウクライナ、モルドヴァ共和国、アルメニア、グルジアを代表)、中国、リヒテンシュタイン、ロシア連邦、モーリタニア、ベルギー、コートイヴォワール、カナダ、南アフリカ、ケニア、アンゴラ、スーダン、韓国

(司会: 議長)

## 11月6日(水)午後 第42回会議

議事項目 62(継続)

### 一般討論(継続)

ベラルーシ、ウクライナ、シリア・アラブ共和国、パキスタン、日本、モロッコ、アフガニスタン、モンテネグロ、ナイジェリア、タンザニア連合共和国、エジプト、クロアチア、グルジア、ブラジル、インド、国際赤十字委員会(ICRC)、アルジェリア、イラン・イスラム共和国、エリトリア、セルビア、エクアドル、エチオピア、米国、国際移動機関、マルタ騎士団、国際赤十字赤新月社連盟

**日本のステートメント(Mr. Otaka):** (このステートメントも12月3日現在ウェブサイトに掲載されていないのでプレス・リリースの概要による) 日本はさらに積極的に難民と国内避難民にその受入国を支援するために国際社会と協力を続けるつもりである。9月の一般討論中に、我が国の首相が、来るべき冬を前にしてシリアとその近隣諸国の難民のための人道支援に追加の6,000万ドルを発表したことを想起する。これはシリアとその周辺地域のための約9,500万ドルに上るすでに実施している加えられるものである。日本は近隣諸国の安定化のための支援も発表した。ヨルダンにローンとして1億2,000万ドルを提供する。難民と国内避難民に対処する際に、日本は、外交政策の2本の基本的柱である人間の安全保障と平和構築を大変に重視している。

### 答弁権行使

**ラトヴィア:** ラトヴィアにおける無国籍の人々の存在に関するロシア連邦のステートメントに応えるが、ラトヴィアは、1961年の無国籍削減条約のみならず、1954年の無国籍の人の状態に関連する条約の締約国であり、両条約に従っている。ラトヴィアは、国内に居住している元ソ連の国民に特別な地位を認めており、ラトヴィア人でない人々も国民と同じ権利と地位を有している。彼らの帰化を奨励するために、政府は市民権プロセスを簡略化している。全体的に、ラトヴィアは、彼らがどこから来たのかにかかわらず、すべての人々の人権を保護し、尊重している

**エストニア:** ロシア連邦のステートメントに応えるが、1991年の独立以来、エストニアの領土に残っている非国民の大集団に対する永続的解決策を見いだすことへのエストニアのコミットメントを強調する。政府は彼らに市民権を申し込むよう奨励し、帰化手続を簡略化し、その結果、国民の数の減少という結果となっている。しかし、市民権が確定しない人々も、査証なしで欧州連合内及びロシア連邦へ旅する権利も機会もあり、地方自治体の選挙で投票する権利も機会もある。

(司会: 副議長(レバノン))

## 11月7日(木)午後 第43回会議

議事項目 62, 69(a)(b)(c), 27(b), 28(a)(継続)

### 決議案の紹介(継続)

23. 国連難民高等弁務官事務所(A/C.3/68/L.46)

主提案国: フィンランド

共同提案国: オーストラリア、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、グルジア、ドイツ、ギリシャ、グア



テマラ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、米国、ウルグアイ、コロンビア、フランス、ラトヴィア、モーリシャス、韓国、アルバニア、アンドラ、アルメニア、ブルキナファソ、コートジボワール、キルギスタン、リヒテンシュタイン、マダガスカル、マリ、ペルー、英国

#### 24. 人権委員会(A/C.3/68/L.31)

主提案国: フィンランド

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、ブルガリア、チリ、コスタリカ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、グアテマラ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、セルビア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウルグアイ、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、エルサルヴァドル、モロッコ、ペルー

#### 25. デジタル時代のプライバシーへの権利(A/C.3/68/L.45)

主提案国: ブラジル、ドイツ

共同提案国: オーストリア、ボリヴィア(多民族国家)、朝鮮民主主義人民共和国、エクアドル、フランス、インドネシア、リヒテンシュタイン、ペルー、スイス、ウルグアイ

#### 26. 開発への権利(A/C.3/68/L.35)

主提案国: キューバ(非同盟運動諸国を代表)

#### 27. 人権と文化的多様性(A/C.3/68/L.36)

主提案国: キューバ(非同盟運動諸国を代表)

#### 28. 人権分野での国際協力の強化(A/C.3/68/L.37)

主提案国: キューバ(非同盟運動諸国を代表)

#### 29. 人権条約機関委員国の公正な地理的配分の推進(A/C.3/68/L.38)

主提案国: キューバ(非同盟運動諸国を代表)

#### 30. 人権と一方的非強制措置(A/C.3/68/L.39)

主提案国: キューバ(非同盟運動諸国を代表)

#### 31. 定期的で真正な選挙の強化と民主化の推進における国連の役割の強化(A/C.3/68/L.41)

主提案国: 米国

共同提案国: アフガニスタン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イラク、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、メキシコ、ミクロネシア(連邦国家)、モンゴル、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラオ、パプアニューギニア、ペルー、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、サモア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、チュニジア、トルコ、英国、アンドラ、アルゼンチン、チリ、コロンビア、アイルランド、日本、ヨルダン、東ティモール、ウルグアイ、ヴァヌアトゥ、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、グアテマラ、ギニア、リベリア、マリ、モナコ、パナマ、パラグアイ、サンマリノ、セルビア

#### 32. 国籍または民族、宗教、言語的マイノリティに属する人々の権利宣言の効果的推進(A/C.3/68/L.51)

主提案国: オーストリア

共同提案国: アルバニア、アルメニア、オーストラリア、ボリヴィア(多民族国家)、ボスニア・ヘルツ

エゴヴィナ、コンゴ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エチオピア、フィンランド、ドイツ、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、コロンビア、コーティヴオワール、エルサルヴァドル、パラグアイ

33. ミャンマーの人権状況(A/C.3/68/L.55)

主提案国: リトアニア

共同提案国: アンドラ、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国、アルバニア、パラオ、韓国

34. 朝鮮民主人民共和国の人権状況(A/C.3.68/L.56)

主提案国: リトアニア

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ミクロネシア(連邦国家)、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラオ、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、英国、米国、ヴァヌアトゥ、キリバティ、トゥヴァル

当該国ステートメント: 朝鮮民主人民共和国

35. イラン・イスラム共和国の人権状況(A/C.3/68/L.57)

主提案国: カナダ

共同提案国: アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ミクロネシア(連邦国家)、モナコ、オランダ、ノルウェー、パラオ、パナマ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トゥヴァル、英国、米国、ヴァヌアトゥ

当該国ステートメント: イラン・イスラム共和国

決議の採択(継続)

12. 国際家族年 20 周年の準備と遵守(A/C.3/68/L.16/Rev.1)---PBI なし

主提案国: フィジー(G77/中国を代表)

共同提案国: カザフスタン、ロシア連邦、ウズベキスタン

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: リトアニア(欧州連合を代表)、米国、カタール、イスラエル

13. 農山漁村女性の状況の改善(A/C.3/68/L.25/Rev.1)---PBI なし

主提案国: モンゴル

追加共同提案国: ベルギー、中国、デンマーク、エクアドル、フィンランド、フランス、ギリシャ、インド、イタリア、日本、リヒテンシュタイン、メキシコ、モンテネグロ、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、ポルトガル、韓国、スロヴェニア、スイス、タイ、英国、アンゴラ、オーストリア、ベリーズ、ブラジル、ブルキナファソ、コスタリカ、アイスランド、ケニア、キルギスタン、レバノン、マダガスカル、ニカラグア、パラグアイ、セルビア、米国、ジンバブエ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: チリ: 「女性のリプロダクティヴ・ライツの推進と保護」という文言は、チリが中絶の慣行を受け入れることを意味しないことを強調する。

ホーリーシー: テキストの妊産婦保健への言及に支持を表明する。しかし、「誤解されている」中絶に訴えることには警告を発し、中絶は家族計画のツールとして用いられるべきではないことを強調する。  
バーレーン(湾岸アラブ諸国協力会議を代表): 「リプロダクティブ・ライツ」について述べているパラグラフに留保条件を付ける。

米国: 女性の権利は、自分のセクシュアリティに関連する事柄について自由に責任を持って決定する権利の承認にかかっている。

リビア、スーダン、イエーメン、パキスタン、イラン・イスラム共和国、モーリタニア、アンゴラ、セネガル: 「リプロダクティブ・ライツ」の規定は、シャリア法(イスラム法)、国内法及び伝統に反する。

イスラエル: 共同提案国の一つとして、テキスト全体を支持する。

ナイジェリア、モーリタニア、ニジェール: テキストの「平等な相続権」への言及には留保条件を付ける。

エルサルヴァドル: 我が国が共同提案国を辞退したのは「純粋に手続き上の理由」からであり、テキストは「未熟」である。

#### 決議内容(別紙参照)

#### 14. 国際人権規約(A/C3/68/L.32)---PBI なし

主提案国: フィンランド(北欧諸国を代表)

追加共同提案国: コスタリカ、グルジア、インド、メキシコ、モルドヴァ共和国、スリナム、東ティモール、ウクライナ、ブラジル、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、マダガスカル、モナコ、パラグアイ、ペルー、韓国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国、カナダ

(司会: 議長)

### 11月12日(火)午後 第44会会議

議事項目 62, 67(a), 68, 69(a)(b)(継続)

#### 決議案の紹介(継続)

#### 36. 国連難民高等弁務官のプログラム執行委員会の拡大(A/C.3/68/L.70)

主提案国: チェコ共和国

共同提案国: アフガニスタン、ベラルーシ、ラトヴィア、ペルー、セネガル、スロヴァキア、カメルーン、パナマ

#### 37. ナチズムの賞賛との闘い: 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容を助長するある慣行の非許容性(A/C.3/68/L.65)

主提案国: ロシア連邦

共同提案国: ベラルーシ、ボリヴィア(多民族国家)、キューバ、カザフスタン、ニカラグア、パキスタン、シリア・アラブ共和国、トルクメニスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、アンゴラ、バングラデシュ、ベナン、コーティヴォワール、朝鮮民主人民共和国、赤道ギニア、エリトリア、ガボン、インド、イラク、キルギスタン、ラオ人民民主主義共和国、レバノン、ミャンマー、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、セイシェル、スリランカ、スーダン、タジキスタン、ウガンダ、ウズベキスタン、ヴェトナム、ジンバブエ、コンゴ、タンザニア連合共和国

#### 38. 人権を侵害し、民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用(A/C.3/68/L.66)

主提案国: キューバ

共同提案国: ベラルーシ、ボリヴィア(多民族国家)、中国、朝鮮民主人民共和国、エクアドル、エジプト、イラン・イスラム共和国、ラオ人民民主主義共和国、リビア、ニカラグア、ナイジェリア、ペルー、ロシア連邦、スーダン、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジンバ

ブエ、エリトリア、ミャンマー、スリランカ、セントヴィンセント・グレナディーン、コモロ、エルサルヴァドル、ナミビア

39. ジャーナリストの安全と刑事責任免除の問題(A/C.3/68/L.40)

主提案国: ギリシャ

共同提案国: アルゼンチン、オーストリア、コスタリカ、チュニジア、アルメニア、コロンビア、クロアチア、キプロス、エルサルヴァドル、フランス、ルクセンブルグ、オランダ、ペルー、ポーランド、スロヴェニア、スペイン、トルコ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、チリ、マリ、ナイジェリア、パナマ、パラグアイ、韓国、セルビア

40. 強制失踪からのすべての人々の保護のための国際条約(A/C.3/68/L.44)

主提案国: フランス

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア(多民族国家)、ブラジル、ブルガリア、チリ、キプロス、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ハイティ、ハンガリー、イタリア、日本、カザフスタン、リトアニア、ルクセンブルグ、モロッコ、オランダ、パラグアイ、ポーランド、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、フルメニア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コロンビア、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、エクアドル、エストニア、ガボン、アイスランド、アイルランド、ヨルダン、リトアニア、マルタ、メキシコ、モンゴル、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウルグアイ、アンドラ、ブルキナファソ、コート・ド'イボワール、グルジア、ホンデュラス、マリ、ノルウェー、パナマ、セルビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

41. 人権の保護・推進のための国内機関(A/C.3/68/L.50)

主提案国: ドイツ

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、イタリア、リトアニア、ルクセンブルグ、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、英国、アルメニア、ベルギー、グルジア、ラトヴィア、スペイン、アンドラ、ブルガリア、ドミニカ共和国、グアテマラ、ホンデュラス、マルタ、モンゴル、モロッコ、パナマ、パラグアイ、韓国、セルビア、ウルグアイ

42. 中央アフリカの人権と民主主義のための小地域センター(A/C.3/68/L.54)

主提案国: カメルーン

共同提案国: ベナン、ブルキナファソ、ブルンディ、中央アフリカ共和国、コンゴ、コート・ド'イボワール、ジブティ、ガボン、ルワンダ、アンゴラ、チャド、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、ナイジェリア、サントメプリンシペ、チリ、コモロ、エジプト、ハイティ、リベリア、モーリタニア、ニジェール、パキスタン

43. 民明的で公正な国際秩序の推進(A/C.3/68/L.58)

主提案国: キューバ

共同提案国: ベラルーシ、ボリヴィア(多民族国家)、中国、朝鮮民主人民共和国、エクアドル、エジプト、イラン・イスラム共和国、ラオ人民民主主義共和国、リビア、ニカラグア、ナイジェリア、スーダン、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジンバブエ、アルメニア、エリトリア、ミャンマー、ロシア連邦、スリランカ、セントヴィンセント・グレナディーン、ブルキナファソ、ブルンディ、コモロ、コンゴ、エクアドル、マリ、ナミビア、ニジェール、パキスタン、チュニジア、ウガンダ

44. 国際協力と依怙最良なし、公平性、客観性の推進を通じた人権分野での国連行動の強化(A/C.3/68/L.59)

主提案国: キューバ

共同提案国: アンゴラ、ベラルーシ、ボリヴィア(多民族国家)、中国、朝鮮民主人民共和国、エクアドル、エジプト、ハイティ、イラン・イスラム共和国、ラオ人民民主主義共和国、リビア、ニカラグア、

ナイジェリア、スーダン、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジンバブエ、エリトリア、ミャンマー、ロシア連邦、セントヴィンセント・グレナディーン、トルクメニスタン、コモロ、ガボン、ギニア、マリ、パキスタン、セントルシア、ヴェトナム

#### 45. 食糧への権利(A.C.3/68/L.60)

主提案国: キューバ、

共同提案国: アンゴラ、オーストラリア、ベラルーシ、ボリヴィア(多民族国家)、ブラジル、中国、朝鮮民主主義人民共和国、エクアドル、エジプト、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、イラン・イスラム共和国、ヨルダン、ラオ人民民主主義共和国、リビア、ニカラグア、ナイジェリア、パラグアイ、ペルー、スーダン、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエーメン、ジンバブエ、アルメニア、アゼルバイジャン、エリトリア、ミャンマー、オマーン、カタール、ロシア連邦、セントヴィンセント・グレナディーン、トルクメニスタン、コモロ、コンゴ、コンゴ民主共和国、エルサルヴァドル、ガボン、ギニア、クウェート、キルギスタン、マリ、モナコ、モロッコ、ナミビア、ニジェール、パキスタン、セントルシア、サモア、南スーダン、トーゴ、チュニジア、アラブ首長国連邦、ヴェトナム

#### 46. 移動者の保護(A/C.3/68/L.62)

主提案国: メキシコ

共同提案国: アルゼンチン、エルサルヴァドル、グアテマラ、ホンデュラス、ペルー、ボリヴィア(多民族国家)、アンゴラ、アルメニア、ブルキナファソ、ブルンディ、チリ、エクアドル、エジプト、ハイティ、キルギスタン、ナイジェリア、パラグアイ、セネガル、ウルグアイ

#### 決議の採択(継続)

15. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰(A/C.3/68/L.33/Rev.1)---PBIなし

主提案国: デンマーク

追加共同提案国: スペイン、東ティモール、アンゴラ、ベリーズ、カナダ、コーティヴオワール、ドミニカ共和国、エクアドル、ハイティ、イスラエル、モンテネグロ、モンゴル、モロッコ、ニカラグア、パナマ、モルドヴァ共和国、ウクライナ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ガボン、チュニジア

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: スーダン

(司会: 議長)

### 11月13日(水)午後 第45回会議

議事項目 64: 人権理事会報告書

#### 提出文書

1. 第22回・23回・24回人権理事会報告書(A/68/53及びA/68/53/Add.1)

#### 議題紹介ステートメント

Remigiusz Achilles Henczel(ポーランド)人権理事会議長

質疑応答

日本、米国、欧州連合、スイス、クロアチア、リヒテンシュタイン、ブラジル、シリア・アラブ共和国

#### 一般討論

ガボン(アフリカ諸国グループを代表)、欧州連合、中国、インドネシア、ベラルーシ、パキスタン、スーダン、パレスチナ、モロッコ、マレーシア、タイ、ナイジェリア、ノルウェー、チリ、イラン・イスラム共和国、南アフリカ、カザフスタン、ボツワナ、バングラデシュ、エリトリア、エチオピア

## 議事項目別ステートメント数

議事項目	総数	国グループ	各国	国際団体	女性(%)	男性(%)
社会開発	97 <sup>1</sup>	7	89	1	33(32.7)	68(67.3)
犯罪防止・刑事司法・麻薬抑制	60	6	54	0	21(35.0)	39(65.0)
女性の地位向上	110	8	96	6	61(55.5)	49(44.5)
子どもの権利の推進と保護	96	6	86	4	37(38.5)	59(61.5)
先住民族の権利	29	3	23	3	13(44.8)	16(55.2)
人権規約	22	1	20	1	8(36.4)	14(63.6)
人権問題	66	6	59	1	25(37.9)	41(62.1)
人種差別の撤廃・民族自決権	39	4	34	1	11(28.2)	28(71.8)
国連難民高等弁務官報告書	40	2	34	4	5(12.5)	35(87.5)
人権理事会報告書	21	2	19	0	4(19.0)	17(81.0)
ステートメント総数	580	45	514	21	218(37.3)	366(62.7)

(司会: 議長)

## 11月14日(木)午後 第46回会議

議事項目 62, 67(a), 68, 69(a)(b)(c), 108(継続)

### 決議案の紹介(継続)

#### 47. アフリカの難民・帰還民・国内避難民への支援(A/C.3/68/L.71)

主提案国: リベリア(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: オーストリア、フィンランド、グルジア、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、スペイン、トルコ、オーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、ギニア、アイルランド、リトアニア、パキスタン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

#### 48. 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の全面撤廃のための世界的努力(A/C.3/68/L.69)

主提案国: フィジー(G77/中国を代表)

#### 49. 民族自決権の普遍的実現(A/C.3/68/L.67)

主提案国: パキスタン

共同提案国: アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブダ、アルメニア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベナン、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンディ、カメルーン、中国、コモロ、コンゴ、コートジボワール、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、グレナダ、ギニア、ホンデュラス、イラン・イスラム共和国、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マラウィ、マレーシア、モルディヴ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、オマーン、カタール、ロシア連邦、サウジアラビア、セネガル、セイシェル、シエラレオネ、シンガポール、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タイ、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、アラブ主要国連邦、タンザニア連合共和国、ヴェトナム、ザンビア、ジンバブエ、バーレーン、ボリヴィア(多民族国家)、ブルンディ、中欧アフリカ共和国、エクアドル、ガボン、ガーナ、グアテマラ、ジャマイカ、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、マリ、ニカラグア、ルワンダ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ナイジェリア

#### 50. パレスチナ人の自決権(A/C.3/68/L.68)

主提案国: エジプト

共同提案国: アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベナン、ボリヴィア(多民族国家)、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、中国、コンゴ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キ

<sup>1</sup> ステートメント総数と男女によるステートメント数が合わないのは、青年代表が18名含まれており、一つのステートメントを青年代表が2人で担当した場合があるからである。

プロス、デンマーク、ジブティ、エクアドル、エリトリア、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、イラク、アイルランド、イタリア、ヨルダン、クウェート、ラトヴィア、レバノン、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マレーシア、モルディヴ、マルタ、モーリタニア、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニューージーランド、ニカラグア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、サウジアラビア、セネガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、チュニジア、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエメン、パレスチナ、アルバニア、ベルギー、ブルネイ、カーボヴェルデ、チリ、コモロ、チェコ共和国、エルサルヴァドル、ガンビア、ガーナ、グアテマラ、インドネシア、リトアニア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モザンビーク、ミャンマー、ロシア連邦、セントヴィンセント・グレナディーン、スペイン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、タンザニア連合共和国、ウズベキスタン、ヴェトナム、ジンバブエ、アンドラ、アンティグア・バーブダ、ブルキナファソ、ブルンディ、朝鮮民主主義人民共和国、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、ラオ人民民主主義共和国、モナコ、ニジェール、ナイジェリア、ペルー、ロシア連邦、サンマリノ、セルビア、シエラレオネ、スワジランド、東ティモール、ウガンダ、ウクライナ

#### 51. グローバル化とそれがすべての人権の完全享受に与えるインパクト(A/C.3/68/L.47)

主提案国: エジプト

共同提案国: カメルーン、コモロ、コンゴ、キューバ、ガボン、イラン・イスラム共和国、ヨルダン、ケニア、クウェート、リビア、ナミビア、カタール、南スーダン、スリランカ、スーダン、スワジランド、シリア・アラブ共和国、チュニジア、イエメン、ジンバブエ、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベナン、ガーナ、レバノン、ナイジェリア、サウジアラビア、ウガンダ、アンティグア・バーブダ、ボリヴィア(多民族国家)、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、コート・ド'ワール、エクアドル、リベリア、マダガスカル、マリ、モロッコ、パキスタン、セントヴィンセント・グレナディーン、トーゴ、ウガンダ

#### 52. 宗教または信念の自由(A/C.3/68/L.49)

主提案国: リトアニア

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国、ブラジル、日本、レバノン、パラグアイ、コート・ド'ワール、パプアニューギニア、サンマリノ

#### 53. 国際人権学習年のフォローアップ(A/C.3/68/L.53)

主提案国: ガボン(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: アゼルバイジャン、スペイン、アンティグア・バーブダ、アルメニア、スロヴェニア

#### 54. テロ対策中の人権と基本的自由の保護(A/C.3/68/L.61)

主提案国: メキシコ

共同提案国: グアテマラ、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、パラグアイ、チリ、コート・ド'ワール、エクアドル、エジプト、モナコ、ペルー

#### 55. 国内避難民の保護と支援(A/C.3/68/L.63)

主提案国: ノルウェー

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、チリ、キプロス、デンマーク、フィンランド、グルジア、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、アイスランド、アイルランド、日本、ルクセンブルグ、モンテネグロ、オランダ、ニューージーランド、韓国、ルーマニア、セルビア、スロヴェニア、スイス、タンザニア連合共和国、ウルグアイ、ボスニア・

ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リベリア、リトアニア、マダガスカル、マルタ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、英国、ブルンディ、カーボヴェルデ、エルサルヴァドル、マリ、モナコ、パプアニューギニア、サンマリノ、シエラレオネ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、ウガンダ

56. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/C.3/68/L.42)

主提案国: サウジアラビア

共同提案国: オーストラリア、ベルギー、カナダ、エジプト、エストニア、フランス、ドイツ、アイスランド、イタリア、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、ルクセンブルグ、ミクロネシア(連邦国家)、モロッコ、オランダ、パラオ、カタール、韓国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、米国、バーレーン、デンマーク、ハンガリー、マルタ、モーリタニア、パナマ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、ヴァヌアトゥ、イエーメン、ブルガリア、コーティヴォワール、クロアチア、サンマリノ

当該国ステートメント: シリア

決議の採択(継続)

16. 国連難民高等弁務官事務所(A/C.3/68/L.46)---PBI なし

主提案国: フィンランド

追加共同提案国: アルゼンチン、アゼルバイジャン、ベルギー、ブラジル、カメルーン、コスタリカ、エクアドル、ドミニカ共和国、ケニア、ミクロネシア(連邦国家)、モンゴル、モロッコ、パラグアイ、フィリピン、モルドヴァ共和国、ロシア連邦、セルビア、タイ、ウクライナ、ベラルーシ、ベナン、ブルンディ、エリトリア、ガボン、ホンデュラス、リベリア、パプアニューギニア、東ティモール、ウガンダ

コンセンサスで決議を採択

17. 国連難民高等弁務官のプログラム執行委員会の拡大(A/C.3/68/L.70)---PBI なし

主提案国: チェコ共和国

追加共同提案国: パプアニューギニア、ロシア連邦

採択前ステートメント: カナダ

コンセンサスで決議を採択

18. 人権委員会(A/C.3/68/L.31/Rev.1)---PBI あり(A/C.3/68/L.73)

主提案国: フィンランド

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、チリ、コスタリカ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エルサルヴァドル、エストニア、グアテマラ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポルトガル、セルビア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウルグアイ、クロアチア、ドミニカ共和国、グルジア、ハンガリー、マダガスカル、マルタ、モーリシャス、モンテネグロ、ポーランド、モル時ヴァ共和国、ソマリア、スロヴァキア、スリナム、トルコ、コーティヴォワール、テュニジア、ウクライナ

採択前ステートメント: 米国、ベラルーシ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: カナダ、日本、英国、フランス、オーストラリア

日本のステートメント: 2月にできる政府間プロセスの結果を考慮に入れることの重要性を強調する。追加の会議時間の経費は、2014年から2015年の2年間の予算案に吸収されるべきである。

19. 定期的で真正な選挙の強化と民主化の推進における国連の役割の強化(A/C.3/68/L.41), 修正案(A/C.3/68/L.72)---PBI なし

主提案国: 米国

追加共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブルキナファソ、チリ、コロンビア、デンマーク、ドミニカ共和国、グルジア、グアテマラ、



ギニア、インド、インドネシア、アイルランド、日本、ヨルダン、キルギスタン、リベリア、マリ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、パナマ、パラグアイ、フィリピン、モルドヴァ共和国、サンマリノ、セルビア、東ティモール、タイ、トゥヴァル、ウクライナ、タンザニア連合共和国、ウルグアイ、ヴァヌアトゥ、ザンビア

一般コメント：ロシア連邦

修正案共同提案国：シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

賛成反対 94 票、賛成 29 票、棄権 33 票で修正案を否決

採択前ステートメント：米国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：南アフリカ、キューバ

修正案に関するステートメント：コンゴ

## 20. 人身取引に反対する努力の調整の改善(A/C.3/68/L.17/Rev.1)---PBI あり

主提案国：ベラルーシ

共同提案国：アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベナン、ボリヴィア(多民族国家)、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カメルーン、コスタリカ、コーティヴウォール、エジプト、アイスランド、イスラエル、ラオ人民民主主義共和国、メキシコ、ニカラグア、ナイ(ジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール、ロシア連邦、スウェーデン、タジキスタン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、米国、ウズベキスタン、ヴァヌアトゥ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、オーストラリア、中国、エクアドル、エルサルヴァドル、エリトリア、インド、イタリア、カザフスタン、モンテネグロ、ポルトガル、セルビア、スワジランド、タイ、チュニジア、ウクライナブルキナファソ、レソト、ニジェール、タンザニア連合共和国

採択前ステートメント：ロシア連邦(集団的安全保障条約機関を代表)、リトアニア(欧州連合を代表)

コンセンサスで決議を採択

## 21. 犯罪防止・犯人の処遇のための国連アフリカ機関(A/C.3/68/L.20/Rev.1)---PBI なし

主提案国：アフリカ諸国グループ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

(司会：議長)

## 11月19日(火)午前 第47回会議

議事項目 66(a), 69(b)(c), 68(継続)

### 決議案の紹介(継続)

#### 57. 先住民族の権利(A/C.3/68/L.30)

主提案国：ボリヴィア(多民族国家)

共同提案国：アルゼンチン、コスタリカ、キューバ、グアテマラ、ニカラグア、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルメニア、ブラジル、コンゴ、エルサルヴァドル、グアイアナ、ホンデュラス

#### 58. 真実への権利(A/C.3/68/L.43)

主提案国：アルゼンチン

共同提案国：アルメニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、チリ、コスタリカ、チェコ共和国、エルサルヴァドル、リヒテンシュタイン、メキシコ、ノルウェー、ペルー、韓国、ボリヴィア(多民族国家)、エクアドル、スイス、ウルグアイ

#### 59. 宗教または信念に基づく不寛容、否定的ステレオタイプ化、汚名、差別、暴力のそそのかし、及び人に対する暴力との闘い(A/C.3/68/L.48)

主提案国：エジプト(イスラム協力団体を代表)

共同提案国: オーストラリア、アゼルバイジャン、タンザニア連合共和国

60. 南西アジア及びアラブ地域のための国連人権訓練民主化センター(A/C.3/68/L.52)

主提案国: カタール

共同提案国: バーレーン、クウェート、オマーン、サウディアラビア、スーダン、アラブ首長国連邦、アゼルバイジャン、キューバ、エジプト、イラク、ヨルダン、モーリタニア、パキスタン、とユニジア、米国、イエメンレバノン、モロッコ、タンザニア連合共和国

決議の採択(継続)

22. アフリカの難民・帰還民・国内避難民への支援(A/C.3/68/L.71)

主提案国: リベリア(アフリカ諸国グループを代表)

追加共同提案国: ベルギー、コスタリカ、エストニア、**日本**、モルドヴァ共和国、クロアチア、デンマーク、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、エチオピア、ガボン、ギリシャ、ホンデュラス、メキシコ、モンテネグロ、ルーマニア、セネガル、セルビア、シエラレオネ、スロヴェニア、南スーダン、東ティモール、タンザニア連合共和国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後いて一とメント: リトアニア(欧州連合を代表)

23. 民族自決権の普遍的实现(A/C.3/68/L.67)---PBI なし

主提案国: パキスタン

追加共同提案国: ニュージーランド、パラグアイ、南スーダン、タジキスタン、ベリーズ、ガンビア、ハイティ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: アルゼンチン、スペイン、米国、英国

24. 国籍または民族・宗教・言語的マイノリティに属する人々の効果的推進(A/C.3/68/L.51)---PBI なし

主提案国: オーストリア

追加共同提案国: アルゼンチン、チリ、コスタリカ、チェコ共和国、ドミニカ共和国、エクアドル、エリトリア、グルジア、**日本**、ラトヴィア、レバノン、リトアニア、モーリシャス、韓国、モルドヴァ共和国、ロシア連邦、サンマリノ、スロヴァキア、ウクライナ、英国、ベナン、ギリシャ、ニュージーランド、東ティモール、タンザニア連合共和国、ウルグアイ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

25. 中央アフリカの人権と民主主義のための小地域センター(A/C.3/68/L.54)---PBI なし

主提案国: カメルーン

追加共同提案国: オーストリア、ベルギー、カナダ、コスタリカ、エストニア、エチオピア、フランス、ドイツ、ガーナ、ギニアビサウ、ハンガリー、イタリア、**日本**、ルクセンブルグ、ケニア、マラウイ、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スーダン、トーゴ、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ、アルバニア、オーストラリア、ベナン、エリトリア、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、マダガスカル、マリ、モンテネグロ、カタール、セネガル、南スーダン、スペイン、タンザニア連合共和国、米国

コンセンサスで決議を採択

26. ミャンマーの人権状況(A/C.3/68/L.55/Rev.1)---PBI あり(A/C.3/68/L.L.76)

主提案国: リトアニア

追加共同提案国: アルバニア、オーストラリア、モナコ、パラオ、韓国、モルドヴァ共和国、サンマリノ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、イスラエル、リヒテンシュタイン、ノルウェー、セルビア、セイシェル、スイス、トルコ

採択前ステートメント: 米国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: ミャンマー、**日本**、ブラジル、オーストラリア、タイ、フィリピンノルウェー、カナダ、中国、シンガポール、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イスラエル、ヴェトナム、ラ

オ人民民主主義共和国、キューバ、ジブティ(水ラム協力団体を代表)、ロシア連邦、エジプト、インド、アルバニア朝鮮民主人民共和国

**日本のステートメント:** ミャンマー政府の継続中の努力を歓迎し、さらなる改善と継続する改革を要請する。

文書 A/C.3/68/L.72 に含まれている修正案に関する票決に関連するステートメント: ブルンディ

(司会: 議長)

## **11月19日(火)午後 第48回会議**

議事項目 69(c)(継続)

### **決議の採択(継続)**

27. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/C.3/68/L.42/Rev.1)---PBI なし

主提案国: サウディアラビア

追加共同提案国: バーレーン、ブルガリア、クロアチア、デンマーク、ハンガリー、マルタ、モーリタニア、パナマ、サンマリノ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、ヴァヌアトゥ、イエーメン、アルバニア、アンドラ、オーストリア、ボツワナ、コロンビア、コモロ、キプロス、チェコ共和国、フィンランド、グルジア、ギリシャ、アイルランド、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、モナコ、モンテネグロ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セイシェル、ソマリア、スウェーデン、スイス、キリバティ

一般コメント: イラン・イスラム共和国

当該国ステートメント: シリア・アラブ共和国

票決前ステートメント: ニカラグア、カタール、トルコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エクアドル、朝鮮民主人民共和国、ベラルーシ、キューバ、ナイジェリア

賛成 123 票、反対 13 票、棄権 46 票で、決議を採択

票決後ステートメント: パキスタン、チリ、イラク、ブラジル、インドネシア、シリア・アラブ共和国、アルゼンチン、セルビア、シンガポール、ロシア連邦、中国、スイス、リヒテンシュタイン

28. 朝鮮民主人民共和国の人権状況(A/C.3/68/L.56)---PBI なし

主提案国: リトアニア、日本

追加共同提案国: ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マーシャル諸島、パプアニューギニア、サンマリノ、セルビア、セイシェル

**日本の決議案紹介(吉川元偉大使):** 朝鮮民主人民共和国(DPRK)の人権状況は、国際社会にとって依然として重大な懸念であります。

1月に、国連人権高等弁務官 Ms. Navi Pillay は、DPRK の人権状況にもっと注意を払うよう国際社会に要請するステートメントを出しました。

さらに、特別報告者 Mr. Marzuki Darusman は、人権理事会に宛てたその報告書の中で、そこで明らかにされた人権侵害は、「人道違反の犯罪となるかも知れない」との見解を表明しました。

こういったことを背景として、人権理事会は、3月に、DPRKにおける人権に関する調査委員会(COI)を設立する決議を採択しましたが、日本はこれを歓迎し、強く支持いたします。

Michael Kirby 名誉判事の指導の下で、COI は、ソウル、東京、バンコック、ニューヨーク及びワシントン DC への訪問を含め、今年7月にその作業を開始しました。

Kirby 判事は、10月に、ここ第3委員会で、口頭による最新情報を提供しました。

しかし、DPRK は、いかなるレベルでも COI と協力し、かかわることを拒絶しています。

DPRK は、人権高等弁務官事務所及び特別報告者を含め、国連のその他の人権メカニズムとの協力も拒絶しています。

拉致問題は、国際社会のみならず、我が国にとって依然として深く懸念される問題であります。

日本政府によって、DPRK の拉致被害者として明らかにされた 17 名の日本国民のうち、12 名がまだ故国に戻っておりません。

さらに、DPRK による拉致の可能性が否定できないその他の事例もあります。

この困った背景に対して、日本は、国際社会の重大な懸念を繰り返すことにより、DPRK にメッセージを送ることが極めて重要であると信じております。

日本が欧州連合と共にこの決議を総会に出さざるを得ないのはこういった理由によるものであります。

日本は、今日ここにお集まりの代表団の皆様、この決議を支持していただきますよう要請いたします。

この採択が、DPRK の人権状況の解決の実現に貢献するものと信じております。

さらに私たちは、誠実に国連からのメッセージに注意を払い、国際社会が表明している懸念に応えるよう DPRK に要請いたします。

当該国ステートメント：朝鮮民主人民共和国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：イラン・イスラム共和国、ブラジル、シンガポール、ロシア連邦、ラオ人民民主主義共和国、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エクアドル、ベラルーシ、朝鮮民主人民共和国、中国、シリア・アラブ共和国

## 29. イラン・イスラム共和国の人権状況(A/C.3/68/L.57)---PBI なし

主提案国：カナダ

追加共同提案国：ニュージーランド、マルドヴァ共和国、サンマリノ、セイシェル

当該国ステートメント：イラン・イスラム共和国

票決前ステートメント：シリア・アラブ共和国、ベラルーシ、キューバ、朝鮮民主人民共和国、ジブティ(イスラム協力団体を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦

賛成 83 票、反対 30 票、棄権 62 票で決議を採択

票決後ステートメント：インドネシア、メキシコ、チリ、ブラジル、トリニダード・トバゴ、日本、ニュージーランド

日本のステートメント：イランの協力と女性の権利の推進と保護に感謝しているが、日本代表団は、集会の自由の制限のような未決の問題に照らして、イランの人権メカニズムとのかかわりを継続することを期待しているので、賛成票を投じた。

(司会：議長)

## 11月21日(木)午前 第49回会議

議事項目 69(b)(c), 27(b), 65(a), 67(a), 68 (継続)

### 決議の採択(継続)

29. 票決後ステートメントの続き：ウルグアイ、コスタリカ

### 決議案の紹介(継続)

## 61. 女性人権擁護者の保護(A/C.3/68/L.64)

主提案国：ノルウェー

共同提案国：アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、エルサルヴァドル、グアテマラ、アイスランド、アイルランド、リヒテンシュタイン、メキシコ、モンテネグロ、ニュージーランド、セルビア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、コロンビア、コスタリカ、モナコ、ウルグアイ

### 決議の採択(継続)

## 30. 社会的包摂を通じた社会統合の推進(A/C.3/68/L.11/Rev.2)---PBI なし

主提案国：ペルー

共同提案国：アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア(多民族国家)、ブルガリア、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルヴァドル、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ハンガリー、インド、イスラエル、イタリア、ルクセンブルグ、モーリシャス、モンゴル、オランダ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、フィリピン、ポル

トガル、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、スリナム、トルコ、英国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ベナン、ブルキナファソ、キューバ、ドミニカ共和国、エジプト、ハイティ、ホンデュラス、ジャマイカ、マダガスカル、マリ、メキシコ、ニュージーランド、ニカラグア、タイ、トリニダード・トバゴ、アンティグア・バーブダ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、キプロス、サンマリノ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：米国

### 31. 子ども結婚、早期・強制結婚(A/C.3/68/L.29/Rev.1)---PBI なし

主提案国：カナダ、ザンビア

追加共同提案国：アフガニスタン、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、ベナン、ブルキナファソ、ブルンディ、カーボヴェルデ、カナダ、チリ、コンゴ、クロアチア、キプロス、赤道ギニア、ガーナ、グアテマラ、ギニアビサウ、ハイティ、アイルランド、イスラエル、イタリア、カザフスタン、リベリア、リトアニア、マラウイ、モルディヴ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、パラオ、パナマ、ペルー、ルワンダ、セネガル、セルビア、南スーダン、スペイン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、英国、タンザニア連合共和国、米国、ヴァヌアトゥ、ザンビア、アルバニア、アンドラ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、中欧アフリカ共和国、チャド、コスタリカ、キューバ、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、グレナダ、ギニア、ハンガリー、アイスランド、日本、カザフスタン、ケニア、キリバティ、ラトヴィア、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、モナコ、ニュージーランド、ノルウェー、パプアニューギニア、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、サントメプリンシペ、セイシェル、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、スウェーデン、スイス、タイ、トーゴ、テュニジア、ウクライナ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ボリヴィア(多民族国家)、エリトリア、モンゴル、ニカラグア、パラグアイ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：スイス、サウディアラビア、ウルグアイ(コスタリカも代表)、エルサルヴァドル、カタール、イラン・イスラム共和国、モーリタニア

### 決議内容(別紙参照)

### 32. ナチズムの賞賛及び現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容を助長するその他の慣行との闘い(A/C.3/68/L.65/Rev.1)---PBI なし

主提案国：ロシア連邦

追加共同提案国：アルジェリア、アンゴラ、バングラデシュ、ベラルーシ、ベナン、コンゴ、コートジボワール、朝鮮民主主義人民共和国、韓国、赤道ギニア、エリトリア、ガボン、インド、イラン・イスラム共和国、キルギスタン、ラオ人民民主主義共和国、レバノン、ミャンマー、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、セイシェル、南スーダン、スリランカ、スーダン、タジキスタン、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ウズベキスタン、ヴェトナム、ジンバブエ、エチオピア、ブルキナファソ、ブルンディ、ギニア、モーリタニア

一般コメント：ベラルーシ

口頭で修正の決議を賛成 126 票、反対 3 票、棄権 50 票で採択

票決後ステートメント：米国、リトアニア(欧州連合を代表)、アルゼンチン、スイス、ノルウェー

### 33. パレスチナ人の自決権(A/C.3/68/L.68)---PBI なし

主提案国：エジプト

追加共同提案国：ベラルーシ、ベリーズ、コスタリカ、エチオピア、ガボン、レソト、セイシェル、ソマリア、南アフリカ、スイス、タジキスタン、ザンビア、グレナダ、ジャマイカ、カザフスタン

一般コメント：イスラエル

賛成 165 票、反対 6 票、棄権 3 票で決議を採択

票決後ステートメント：アルゼンチン、パレスチナ

34. 水と下水処理への人権(A/C.3/68/L.34/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ドイツ

追加共同提案国: アルバニア、アルメニア、オーストリア、ペナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンディ、コンゴ、クロアチア、ドミニカ共和国、エリトリア、エストニア、グルジア、ギリシャ、グアテマラ、ギニアビサウ、ハイティ、ホンデュラス、アイルランド、ラトヴィア、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、モーリシャス、モナコ、モロッコ、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ルワンダ、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、ソマリア、南スーダン、トーゴ、ウガンダ、デンマーク、フィジー、グレナダ、アイスランド、レバノン、メキシコ、モルドヴァ共和国、サントメプリンシペ、シンガポール、南アフリカ、タンザニア連合共和国、米国、ザンビア、アンゴラ、赤道ギニア、ガーナ、レソト、マダガスカル、マラウイ、ナミビア、ナイジェリア、パラグアイ

口頭での決議案の修正: スペイン

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: ウズベキスタン、コロンビア、スイス、エルサルヴァドル、アルゼンチン、米国、インド、カナダ、キューバ

35. 人権と文化的多様性(A/C.3/68/L. 36)---PBI なし

主提案国: キューバ

共同提案国: 中国、ブラジル、タンザニア共和国

票決前ステートメント: リトアニア(欧州連合を代表)、米国

賛成 127 票、反対 53 票、棄権 0 票で、決議を採択

票決後ステートメント: コスタリカ、ヴェトナム、赤道ギニア

36. 人権条約機関委員の公正な地理的配分の推進(A/C.3/68/L.38)---PBI なし

主提案国: キューバ(非同盟諸国運動を代表)

共同提案国: 中国、ロシア連邦、ブラジル

賛成 126 票、反対 54 票、棄権 1 票で、決議を採択

票決後ステートメント: リトアニア(欧州連合を代表)

37. 人権と一方的強制措置(A/C.3/68/L.39)---PBI なし

主提案国: キューバ(非同盟諸国運動を代表)

共同提案国: 中国、ブラジル

賛成 126 票、反対 54 票、棄権 0 票で、決議を採択

票決後ステートメント: 米国

38. 人権の推進と保護のための国内機関(A/C.3/68/L.50/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ドイツ

追加共同提案国: アンドラ、アルメニア、ベルギー、ブルガリア、チリ、ドミニカ共和国、グアテマラ、ホンデュラス、ラトヴィア、マルタ、モンゴル、モロッコ、ニュージーランド、パナマ、パラグアイ、ペルー、韓国、セルビア、スロヴェニア、スペイン、ウルグアイ、オーストリア、カナダ、デンマーク、アイスランド、レバノン、モルドヴァ共和国、スイス、タイ、チュニジア、エクアドル、エジプト、インド、マダガスカル、ナイジェリア、ウクライナ、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

39. 国際人権学習年のフォローアップ(A/C.3/68/L.53)---PBI なし

主提案国: ガボン(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: オーストリア、ベルギー、ブルガリア、コスタリカ、キプロス、エストニア、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、アルゼンチン、オーストラリア、ベラルーシ、ボリヴィア(多民

族国家)、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、エクアドル、エルサルヴァドル、赤道ギニア、ドイツ、グアテマラ、モンテネグロ、ニカラグア、フィリピン、ロシア連邦、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

#### 40. 国内避難民の保護と支援(A/C.3/68/L.63/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ノルウェー

追加共同提案国: ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、ブルンディ、コートジボワール、エルサルヴァドル、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リベリア、リトアニア、マダガスカル、マリ、マルタ、モナコ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、ポーランド、サンマリノ、シエラレオネ、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、ウガンダ、英国、アルメニア、ブラジル、コスタリカ、クロアチア、チェコ共和国、エクアドル、フランス、ホンデュラス、イタリア、リヒテンシュタイン、メキシコ、ミクロネシア(連邦国家)、ナイジェリア、ポルトガル、モルドヴァ共和国、タイ、ウクライナ、ヴァヌアトゥ、グレナダ、マラウイ、ウガンダ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: パキスタン、スーダン

(司会: 議長)

## 11月25日(月)午前 第50回会議

議事項目 64, 27(b), 69(b)

### 決議案の紹介(継続)

#### 62. 人権理事会報告書(A/C.3/68/L.75)

主提案国: ガボン(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: ロシア連邦

### 決議の採択(継続)

#### 41. 青少年にかかわる政策とプログラム(A/C.3/68/L.10/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ポルトガル、モルドヴァ共和国、セネガル

追加共同提案国: アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、ジブティ、赤道ギニア、エリトリア、ガンビア、グルジア、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、インド、アイルランド、イタリア、ケニア、キルギスタン、レバノン、レソト、リベリア、リトアニア、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、メキシコ、ナイジェリア、パナマ、ペルー、ポーランド、韓国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、南スーダン、スペイン、スリランカ、スーダン、スワジランド、対、トーゴ、テュニジア、ウガンダ、ブルンディ、チリ、チェコ共和国、グアテマラ、ハンガリー、ルクセンブルグ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、フィリピン、ルワンダ、サンマリノ、サントメプリンシペ、サウジアラビア、セイシェル、シエラレオネ、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、タンザニア連合共和国、ウルグアイ、アンドラ、アルゼンチン、ベリーズ、ブルガリア、コロンビア、ガボン、グレナダ、グアイアナ、ハイティ、ホンデュラス、クウェート、モーリタニア、モロッコ、ナミビア、ニジェール、パラグアイ、スリナム、東ティモール、トリニダード・トバゴ、アラブ首長国連邦

一般コメント: ベラルーシ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: エルサルヴァドル(アルゼンチン、オーストラリア、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、アイスランド、イスラエル、日本、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラオ、パプアニューギニア、サモア、スロヴェニア、スウェーデン、スイス、トルコ、英国も代表)、米国、ブラジル、バーレ

ーン(湾岸協力会議を代表)、ガボン(アフリカ諸国グループを代表)、ナイジェリア、イラン・イスラム共和国、カタール、ホーリーシー

エルサルヴァドルのステートメント: セクシュアル・リプロダクティブ・ライツの重要性を認める。世界の青少年フォーラムは、それぞれの政府とますますセクシュアル・リプロダクティブ・ライツを論じるようになっていく。早期妊娠、ジェンダーに基づく差別と暴力、子ども結婚及び HIV/エイズの広がりに関する情報が必要である。テキストが、人権として青少年のセクシュアル・リプロダクティブ・ライツを認めていることを歓迎する。

42. 人権分野での国際協力の強化(A/C.3/68/L.37)---PBI なし

主提案国: キューバ(非同盟諸国運動を代表)

共同提案国: ブラジル、中国、エルサルヴァドル、ロシア連邦

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: 米国

43. 強制失踪からのすべての人々の保護のための国際条約(A/C.3/68/L.44)---PBI なし

主提案国: フランス、アルゼンチン、モロッコ

追加共同提案国: ベリーズ、ベナン、カナダ、コモロ、コスタリカ、キューバ、エリトリア、グレナダ、インド、イラク、レバノン、リヒテンシュタイン、マダガスカル、モーリタニア、モーリシャス、モナコ、モンテネグロ、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、パラオ、パナマ、ペルー、モルドヴァ、サモア、セントヴィンセント・グレナディーン、セネガル、スワジランド、トーゴ、ウクライナ、ウガンダ、ヴァヌアトゥ、ギニアビサウ、マラウイ、ニジェール

コンセンサスで決議を採択

(司会: 議長)

## 11月26日(火)午前 第51回会議

議事項目 27(a), 28(a), 65(a), 66(a), 69(b), 68(継続)

### 決議の採択(継続)

44. 社会開発世界首脳会議及び第 25 回特別総会成果の実施(A/C.3/58/L.15/Rev.1)---PBI なし

主提案国: フィジー(G77/中国を代表)

共同提案国: メキシコ、韓国、トルコ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: 米国、リトアニア(欧州連合を代表)

45. 女性移動労働者に対する暴力(A/C.3/68/L.22/Rev.1)---PBI なし

主提案国: フィリピン

追加共同提案国: アルゼンチン、バングラデシュ、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、グアテマラ、マラウイ、マリ、ナイジェリア、パラグアイ、ペルー、スリランカ、ウルグアイ、ベラルーシ、ベリーズ、ベナン、ボリヴィア(多民族国家)、ブラジル、ブルキナファソ、チリ、コロンビア、コモロ、コンゴ、コスタリカ、コートジボワール、ガーナ、ハイティ、ホンデュラス、インド、イラン・イスラム共和国、日本、ケニア、キルギスタン、リベリア、マダガスカル、メキシコ、ニカラグア、パプアニューギニア、セネガル、セイシェル、スワジランド、東ティモール、ウガンダ、タンザニア連合共和国、米国、ザンビア、カメルーン、エチオピア、ナミビア

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

### 決議内容(別紙参照)

46. 女児(A/C.3/68/L.27/Rev.1)---PBI なし

主提案国: マラウイ(南部アフリカ開発共同体を代表)

共同提案国: フルメニア、ブラジル、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンディ、カメルーン、コンゴ、



コートジボワール、ドミニカ共和国、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガーナ、グアテマラ、アイスランド、イスラエル、**日本**、カザフスタン、ケニア、キルギスタン、レバノン、リベリア、マルタ、メキシコ、モナコ、モンゴル、オランダ、ニジェール、ナイジェリア、パナマ、ペルー、セネガル、シエラレオネ、トルコ、ウルグアイ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ブルガリア、中国、コロンビア、コスタリカ、キューバ、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、グルジア、ギリシャ、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、**韓国**、モルドヴァ共和国、スウェーデン、スイス、タイ、トーゴ、アルバニア、アンドラ、ベリーズ、ベナン、ボリヴィア(多民族国家)、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、クロアチア、チェコ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、ガボン、ドイツ、グレナダ、ホンデュラス、ハンガリー、アイルランド、キルギスタン、モンテネグロ、ニュージーランド、ニカラグア、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴェニア、スペイン、スリナム、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、テュニジア、ウガンダ、ウクライナ、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：リトアニア(欧州連合を代表)、イスラエル(アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、エルサルヴァドル、**日本**、パラオ、スイス、ウルグアイも代表)、米国、ホーリーシー

#### 決議内容(別紙参照)

#### 47. 先住民族の権利(A/C.3/68/L.30/Rev.1)

主提案国：ボリヴィア(多民族国家)

共同提案国：アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、ベリーズ、ブラジル、コンゴ、コスタリカ、キューバ、エルサルヴァドル、グアテマラ、ガイアナ、ホンデュラス、メキシコ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、スペイン、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、チリ、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、イタリア、リトアニア、米国、オーストリア、ドミニカ共和国、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、モンテネグロ、ポーランド、スロヴェニア

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント：フランス、米国、カナダ、英国

#### 48. デジタル時代のプライバシーへの権利(A/C.3/68/L.45/Rev.1)---PBI あり

主提案国：ドイツ、ブラジル

共同提案国：アルゼンチン、オーストリア、ボリヴィア(多民族国家)、チリ、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、エクアドル、フランス、グアテマラ、インドネシア、アイルランド、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、メキシコ、ニカラグア、ペルー、スロヴェニア、スペイン、スイス、東ティモール、ウルグアイ、ベルギー、ブルガリア、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、ラトヴィア、レバノン、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、パナマ、ポーランド、ポルトガル、トルコ、ウクライナ、エジプト、テュニジア、ベリーズ、ベナン、ブルキナファソ、マレーシア、ロシア連邦、セルビア、トーゴ

一般コメント：朝鮮民主主義人民共和国、インドネシア

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：カナダ、スウェーデン、オーストラリア、シンガポール、英国、米国、カタール、ボリヴィア(多民族国家)

#### 49. 人権を侵害し、民族自決権を妨げる手段としての傭兵の使用(A/C.3/68/L.66)---PBI なし

主提案国：キューバ

追加共同提案国：アルジェリア、アンゴラ、ベナン、ブルンディ、コモロ、コートジボワール、エリトリア、エチオピア、インド、レソト、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、ミャンマー、ナミビア、パキスタン、ペルー、セントヴィンセント・グレナディーン、ソマリア、スリランカ、スワジランド、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ヴァヌアトゥ、ヴェトナム、ブラジル、中国、ドミニカ共

和国、ガーナ、モザンビーク、ニジェール、ウルグアイ  
賛成 119 票、反対 53 票、棄権 9 票で、決議を採択  
票決前ステートメント：リトアニア(欧州連合を代表)  
票決後ステートメント：アルゼンチン

50. 開発への権利(A/C.3/68/L.35)---PBI なし

主提案国：キューバ(非同盟諸国運動を代表)  
賛成 148 票、反対 4 票、棄権 27 票で、口頭で修正の決議を採択  
票決前ステートメント：イラン・イスラム共和国  
票決後ステートメント：カナダ、米国、英国

51. ジャーナリストの安全と刑事責任免除の問題(A/C.3/68/L.40/Rev.1)---PBI なし

主提案国：ギリシャ  
追加共同提案国：アルバニア、アルメニア、オーストラリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、チリ、コロンビア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、エルサルヴァドル、エストニア、フランス、ドイツ、ガーナ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、オランダ、ナイジェリア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、カタール、韓国、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、トルコ、米国、ウルグアイ、デンマーク、エジプト、フィンランド、グルジア、グアテマラ、アイスランド、イスラエル、レバノン、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、メキシコ、モロッコ、モンテネグロ、ニュージーランド、ノルウェー、モルドヴァ共和国、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、英国  
コンセンサスで決議を採択  
採択後ステートメント：パキスタン、カタール

(司会：議長)

## 11月26日(火)午後 第52回会議

議事項目 69(b), 108, 109

### 決議の採択(継続)

52. グローバル化とそれがすべての人権の完全享受に与えるインパクト(A/C.3/68/L.47)---PBI なし

主提案国：エジプト  
追加共同提案国：アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ベナン、ボリヴィア(多民族国家)、ボツワナ、ブルンディ、カーボヴェルデ、中国、コートイヴォワール、朝鮮民主人民共和国、コンゴ民主共和国、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、エリトリア、ガンビア、インド、インドネシア、イラク、レバノン、リベリア、マレーシア、モルディヴ、マリ、モーリタニア、モロッコ、パキスタン、フィリピン、ルワンダ、セントキッツ・ネヴィス、セントヴィンセント・グレナディーン、サウディアラビア、ソマリア、スーダン、アラブ首長国連邦、ヴェトナム、ベラルーシ、ベリーズ、ブルキナファソ、エチオピア、ハイティ、ケニア、レソト、ニジェール、セネガル、タンザニア連合共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国  
賛成 112 票、反対 52 票、棄権 0 票で決議を採択  
票決前ステートメント：リトアニア(欧州連合を代表)  
票決後ステートメント：スーダン、ペルー、オーストラリア、ブラジル、エリトリア、ボリヴィア多民族国家、アゼルバイジャン、コンゴ民主共和国、ジャマイカ、ジブティ、アラブ首長国連邦、パラグアイ  
共同提案に関するステートメント：アラブ首長国連邦、ジブティ、エリトリア

53. 南西アジア及びアラブ地域の国連人権訓練文書化センター(A/C.3/68/L.52/Rev.1)---PBI あり(A/C.3/68/L.74/Rev.1)

主提案国: カタール

追加共同提案国: オーストラリア、アゼルバイジャン、カメルーン、キューバ、エジプト、エリトリア、イラク、ヨルダン、クウェート、リビア、モーリタニア、パキスタン、チュニジア、トルコ、米国、イエメン、コモロ、エルサルヴァドル、エチオピア、マラウイ、ニジェール、ナイジェリア

賛成 170 票、反対 1 票、棄権 5 票で決議を採択

票決前ステートメント: シリア・アラブ共和国、バーレーン(湾岸協力会議を代表)、カタール、米国

票決後ステートメント: 日本、イラン・イスラム共和国

日本のステートメント: 日本はセンターの作業を評価しているが、PBI 案について懸念している

54. 民主的で公正な克誘い秩序の推進(A/C.3/68/L.58)---PBI なし

主提案国: キューバ

共同提案国: アルジェリア、アンゴラ、バングラデシュ、ベナン、コート・ド'イボワール、コンゴ民主共和国、エルサルヴァドル、エチオピア、ガーナ、インド、インドネシア、ジャマイカ、レソト、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モーリタニア、ソマリア、スワジランド、ヴァヌアトゥ、ヴェトナム中国、ドミニカ共和国、ケニア、セントルシア、セネガル、タンザニア共和国

賛成 120 票、反対 54 票、棄権 5 票で決議を採択

票決前ステートメント: リトアニア(欧州連合を代表)

票決後ステートメント: 米国、マレーシア

55. 国際協力の推進を通じた人権分野での国連行動の強化と依怙最良なし、公平性、客観性の重要性(A/C.3/68/L.59)---PBI なし

主提案国: キューバ

追加共同提案国: アルジェリア、バングラデシュ、ベナン、コロンビア、コート・ド'イボワール、エルサルヴァドル、エチオピア、インド、インドネシア、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、ミャンマー、スワジランド、ウガンダ、ヴァヌアトゥ、ブルキナファソ、ドミニカ共和国、カザフスタン、スリランカ

コンセンサスで決議を採択

56. 食糧への権利(A/C.3/68/L.60/Rev.1)---PBI なし

主提案国: キューバ

追加共同提案国: アルジェリア、アルメニア、オーストラリア、アゼルバイジャン、バハマ、バングラデシュ、バルバドス、ベナン、ブルンディ、コモロ、コンゴ、コート・ド'イボワール、コンゴ民主共和国、エルサルヴァドル、エリトリア、エチオピア、ガボン、グレナダ、ギニア、インド、インドネシア、クウェート、キルギスタン、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モナコ、モロッコ、ミャンマー、ナミビア、ニジェール、オマーン、パキスタン、カタール、ロシア連邦、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、サモア、セネガル、ソマリア、南スーダン、トーゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、トゥヴァル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、タンザニア連合共和国、ヴァヌアトゥ、ヴェトナム、バーレーン、カーボヴェルデ、カンボディア、キプロス、コスタリカ、クロアチア、フィジー、フィンランド、フランス、ガーナ、ガイアナ、アイスランド、ジャマイカ、日本、ケニア、メキシコ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、オランダ、ニュージーランド、パラオ、フィリピン、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、サウディアラビア、シエラレオネ、ソロモン諸島、スペイン、スリナム、スワジランド、スイス、タイ、アルバニア、アンドラ、アンティグア・バーブダ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、ブルキナファソ、ジブティ、ドミニカ共和国、赤道ギニア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、モンテネグロ、モザンビーク、ポーランド、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スリランカ、タジキスタン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウガンダ、ウクライナ、英国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：米国、カナダ

57. テロ対策中の人権と基本的自由の保護(A/C.3/68/L.61/Rev.1)---PBI なし

主提案国：メキシコ

追加共同提案国：アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、コーティヴォワール、エクアドル、エジプト、モナコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、アルメニア、オーストリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ニカラグア、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、サンマリノ、セネガル、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、ボリヴァ(多民族国家)、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、レバノン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：パキスタン

58. 移動者の保護(A/C.3/68/L.62/Rev.1)---PBI なし

主提案国：メキシコ

追加共同提案国：アンゴラ、アルメニア、ボリヴィア(多民族国家)、ブルキナファソ、ブルンディ、チリ、コロンビア、エクアドル、エジプト、ハイティ、キルギスタン、ナイジェリア、パラグアイ、セネガル、ウルグアイ、バングラデシュ、ベラルーシ、エチオピア、インドネシア、モロッコ、ニカラグア、フィリピン、ポルトガル、ウガンダアルジェリア、ベリーズ、ブラジル、コスタリカ、マラウイ、タジキスタン、チュニジア

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：米国、リトアニア(欧州連合を代表)

59. 国連犯罪防止・刑事司法プログラム、特にその技術協力能力の強化(A/C.3/68/L.18/Rev.1)---PBI あり

主提案国：イタリア

共同提案国：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリヴィア(多民族国家)、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、コーティヴォワール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、グアイアナ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イスラエル、ジャマイカ、日本、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギスタン、ラトヴィア、レバノン、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、マリ、マルタ、メキシコ、ミクロネシア(連邦国家)、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、セリンとキッツ・ネヴィス、セントルシア、セントヴィンセンと・グレナディーン、サンマリノ、セントメブリンペ、セネガル、セルビア、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、ウガンダウクライナ、英国、タンザニア連合共和国、米国、ウルグアイ、ヴァヌアトゥ、ジンバブエ、ブルンディ、ラオ人民民主主義共和国、レソト、ニジェール、トルコ、アラブ首長国連邦

一般コメント：インドネシア、イラン・イスラム共和国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、米国

60. 「国連腐敗防止条約」に従って、腐敗の慣行と腐敗の利益の移転の防止と闘い、資産の回復の促進、合法的所有者、特に元の国へのそのような資産の返還(A/C.3/68/L.21/Rev.1)---PBI なし

主提案国：コロンビア

共同提案国：コスタリカ、エクアドル、エジプト、グアテマラ、インド、ナイジェリア、パラグアイ、カタール、トルコ、ウクライナ、米国、オーストラリア、カナダ、チリ、エクアドル、エルサルヴァドル、エチオピア、フランス、ギリシャ、ホンデュラス、イスラエル、イタリア、キルギスタン、メキシコ、モロッコ、オランダ、ニジェール、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、南スーダン、スペイン、タイ、ヴァヌアトゥ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、リベリア、モンテネグロ、ロシア連邦、セネガル、スイス

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント：スイス、リヒテンシュタイン、イラン・イスラム共和国、エルサルヴァドル

#### 口頭での決定

1. 文書 A/68/128 に留意する。

#### 決議の採択(継続)

61. 世界麻薬問題に対する国際協力(A/C.3/68/L.19/Rev.1)---PBI なし

主提案国：メキシコ

共同提案国：アフガニスタン、アルゼンチン、コロンビア、ドミニカ共和国、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、キルギスタン、ラオ人民民主主義共和国、マリ、モナコ、ミャンマー、パナマ、ペルー、韓国、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アンティグア・バーブダ、アルメニア、オーストラリア、バハマ、ブルキナファソ、カメルーン、チリ、コスタリカ、コーティヴォワール、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルヴァドル、フランス、グアイアナ、アイスランド、ジャマイカ、日本、リヒテンシュタイン、マレーシア、モンゴル、モロッコ、ニュージーランド、ニジェール、ナイジェリア、パラグアイ、フィリピン、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、シンガポール、スペイン、スリナム、タイ、トリニダード・トバゴ、米国、アルバニア、アンドラ、アンティグア・バーブダ、ベリーズ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エクアドル、赤道ギニア、ガボン、ギリシャ、グレナダ、ハンガリー、アイルランド、リベリア、リトアニア、マラウイ、モンテネグロ、ナミビア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セントキッツ・ネヴィス、サンマリノ、セルビア、スワジランド、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、チュニジア、ヴァヌアトゥ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント：ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、リトアニア(欧州連合を代表)

(司会：議長)

## 11月27日(水)午前 第53回会議

議事項目 27(c), 28(b), 65(a), 69(b)

#### 決議の採択(継続)

62. 第2回高齢者問題世界会議のフォローアップ(A/C.3/68/L.14/Rev.1)---PBI なし

主提案国：フィジー(G77/中国を代表)

共同提案国：カザフスタン、イスラエル、ニュージーランド、韓国、トルコ、アルバニア、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、ポルトガル、モルドヴァ共和国、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴァニア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント：アルバニア、リトアニア(欧州連合を代表)、米国、エルサルヴァドル、

口頭での決定(継続)

2. 文書 A/68/95 に留意する

決議の採択(継続)

63. 第4回世界女性会議のフォローアップ及び「北京宣言」と「行動綱領」及び第23回特別総会の成果の完全実施(A/C.3/68/L.78)---PBI なし

主提案者: 非公式折衝議長

コンセンサスで決議を採択

決議内容(別紙参照)

口頭での決定(継続)

3. 文書 A/68/184 及び A/68/340 に留意する。

決議の採択(継続)

64. 国連システム内の子ども保護に関する協働の強化(A/C.3/68/L.26/Rev.1)---PBI なし

主提案国: タイ

共同提案国: ブータン、ブルキナファソ、カンボディア、コンゴ、インドネシア、キルギスタン、ラオ人民民主主義共和国、マラウィ、マレーシア、マリ、ミャンマー、パプアニューギニア、セイシェル、セネガル、シンガポール、南スーダン、スーダン、タジキスタン、東ティモール、ヴェトナム、ベリーズ、ベナン、ボリヴィア(多民族国家)、ブルネイ、カメルーン、エクアドル、エチオピア、インド、モンゴル、ニカラグア、パキスタン、フィリピン、スワジランド、トーゴ、ヴァヌアトゥ、ジンバブエ、ブルンディ、コートジボワール、ホンデュラス、カザフスタン、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア

一般コメント: マレーシア(東南アジア諸国連合を代表)、ベラルーシ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: リトアニア(欧州連合を代表)、グアテマラ(アルゼンチン、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、メキシコ、ペルー、ウルグアイも代表)、カナダ、チリ、米国、スイス(アルバニア、オーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、アイスランド、イスラエル、日本、リヒテンシュタイン、モナコ、モンテネグロ、ニュージーランド、ノルウェー、韓国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、セルビアも代表)

65. 真実への権利(A/C.3/68/L.43/Rev.1)---PBI なし

主提案国: アルゼンチン

共同提案国: アルメニア、ボリヴィア(多民族国家)、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、チリ、コスタリカ、キューバ、チェコ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、フランス、グアテマラ、レバノン、リヒテンシュタイン、メキシコ、オランダ、ニカラグア、ノルウェー、ペルー、韓国、スイス、ウルグアイ、ヴァヌアトゥ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、オーストリア、ベルギー、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、モロッコ、ポーランド、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、米国、アルバニア、ブルガリア、コロンビア、クロアチア、キプロス、モンテネグロ、パラグアイ、ポルトガル、ルーマニア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、ウクライナ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: カナダ

(司会: 議長)

## 11月27日(水)午後 第54回会議

議事項目 64, 65, 67, 69(継続).

議事項目 122: 総会の作業の活性化

### 決議の採択(継続)

66. 人権理事会報告書(A/C.3/68/L.75)及びその修正案(A/C.3/68/L.77)---PBI なし

主提案国: ガボン(アフリカ諸国グループを代表)

修正案主提案国: リトアニア(欧州連合を代表)

修正案共同提案国: 日本、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、米国、アルバニア、オーストラリア、アイスランド、リヒテンシュタイン、メキシコ、モンテネグロ、ニュージーランド、ノルウェー、韓国、スイス、トルコ

賛成 74 票、反対 76 票、棄権 18 票で修正案を否決

修正案票決前ステートメント: カメルーン、バルバドス

修正案票決後ステートメント: エクアドル、シンガポール、米国、リヒテンシュタイン

賛成 87 票、反対 66 票、棄権 22 票で L.75 を採択

票決前ステートメント: リトアニア(欧州連合を代表)、リヒテンシュタイン(アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)

票決後ステートメント: シリア・アラブ共和国、イラン・イスラム共和国、ベラルーシ、カタール、カナダ、インド、チリ、メキシコ、ハンガリー、エクアドル、カメルーン

67. 子どもの権利(A/C.3/68/L.28/Rev.1)---PBI なし

主提案国: リトアニア(欧州連合及びラテンアメリカ・カリブ海諸国を代表)

追加共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルメニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、コンゴ、ヨルダン、リヒテンシュタイン、モンテネグロ、ノルウェー、パプアニューギニア、韓国、サンマリノ、セルビア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、トルコ、ベナン、カナダ、赤道ギニア、グルジア、アイスランド、日本、カザフスタン、キルギスタン、レバノン、リベリア、マリ、モナコ、モンゴル、モロッコ、ニュージーランド、スイス、トーゴ、ウクライナ、マダガスカル、フィリピン、モルドヴァ共和国

共同提案国辞退: アンティグア・バーブダ、アゼルバイジャン、ベリーズ、グレナダ、グァイアナ、ハイティ、ジャマイカ、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、トリニダード・トバゴ

一般コメント: トリニダード・トバゴ(ベリーズ、グレナダ、グァイアナ、ジャマイカ、セントルシアも代表)

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: インド、エルサルヴァドル、米国、インドネシア、バーレーン(湾岸協力会議を代表)、イラク、ロシア連邦、イラン・イスラム共和国、カタール、バングラデシュ、シンガポール、リビア、スーダン、イエーメン、ナイジェリア、ケニア、サウディアラビア、パキスタン、ジャマイカ、ホーリーシー

### 口頭での決定(継続)

4. 文書 A/68/267, A/68/274, A/68/275(議事項目 65(a)の下で)及び A/68/269(議事項目 65(b)の下で)に留意する。

### 決議の採択(継続)

68. 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の全面撤廃のための世界的努力(A/C.3/68/L.69/Rev.1)---PBI なし

主提案国: フィジー(G77/中国を代表)

共同提案国: ロシア連邦

口頭で修正の決議を賛成 126 票、反対 9 票、棄権 46 票で採択

票決前ステートメント: リトアニア(欧州連合を代表)、スイス(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーも代表)、米国

#### 口頭での決定(継続)

5. 文書 A/68/18(議事項目 67(a)の下で)、及び A/68/564, A/68/879(議事項目 67(b)の下で)に留意する。

#### 決議の採択(継続)

69. 宗教または信念に基づく不寛容、否定的ステレオタイプ化、汚名、差別、暴力のそそのかし及び人に対する暴力との闘い(A/C.3/68/L.48/Rev.1)---PBI なし

主提案国:エジプト(イスラム協力団体を代表)

共同提案国: オーストラリア、アゼルバイジャン、ブラジル、ニュージーランド、タイ、ウルグアイ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: リトアニア(欧州連合を代表)、アルバニア

70. 宗教または信念の自由(A/C.3/68/L.49/Rev.1)---PBI なし

主提案国: リトアニア(欧州連合を代表)

追加共同提案国: ベナン、ブラジル、グルジア、日本、レバノン、マダガスカル、モナコ、パラグアイ、韓国、コスタリカ、コーティヴォワール、イスラエル、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、モルドヴァ共和国、サンマリノ、タイ、トルコ、ウクライナ、ドミニカ共和国、ウルグアイ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: ジブティ(イスラム協力団体を代表)、スーダン、ホーリーシー

71. 「普遍的に認められた人権と基本的自由を推進し、保護する個人・集団・社会の機関の権利と責任宣言」の推進: 女性人権擁護者の保護(A/C.3/68/L.64/Rev.1)及び修正案 A/C.3/68/L.80, A/C.3/68/L.81, A/C.3/68/L.82, A/C.3/68/L.83, A/C.3/68/L.84, A/C.3/68/L.85, A/C.3/68/L.86, A/C.3/68/L.87, A/C.3/68/L.88, A/C.3/68/L.89, A/C.3/68/L.90 及び A/C.3/68/L.91---PBI なし

主提案国: ノルウェー

追加共同提案国: アルメニア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、コロンビア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、日本、ラトヴィア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国、米国、ウルグアイ、ヴァヌアトゥ、アンドラ、チリ、グルジア、ハイティ、イスラエル、モルディヴ、マルタ、マーシャル諸島、モナコ、パラオ、パナマ、韓国、モルドヴァ共和国、ウクライナ、サンマリノ

修正案の撤回: カメルーン(12の修正案の共同提案国を代表)

口頭による決議案の修正: ノルウェー

共同提案国辞退: アイルランド、スウェーデン、アルバニア、アンドラ、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、英国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: リトアニア(欧州連合を代表)、ウルグアイ(アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ、エルサルヴァドル、グアテマラ、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルーも代表)、米国、ガボン(アフリカ諸国グループを代表)、アイスランド、カナダ、ロシア連邦、バーレーン(湾岸協力会議を代表)、オーストラリア、イスラエル、スイス、ホーリーシー

#### 口頭での決定(継続)

6. 文書 A/68/44, A/68/280, A/68,282 及び A/68/334(議事項目 69(a)の下で)、文書 A/68/176, A/68/185, A/68/209, A/68,224, A/68/256, A/68/261, A/68/279, A/68/283, A/68/284, A/68/285, A/68/289, A/68/292, A/68/ 294, A/68/296, A/68/297, A/68/299, A/68/345, A/68/362, A/68/382/Corr.1, A/68/542 及び

A/68/931(議事項目 69(b)の下で)、文書 A/68/276 及び A/68/376(議事項目 69(c)の下で)に留意する。

#### 提案の承認



1. 委員会議長提出の第 69 回総会第 3 委員会の暫定的作業計画(A/C.3/68/L.79)

提案者: 議長

提案を承認し、総会本会議に伝えることを決定。

第 3 委員会の作業の終了

ステートメント: イラン・イスラム共和国

閉会の言葉: 議長

閉会ステートメント: 英国、エジプト

以 上